

平成29年第4回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成29年12月7日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
15番 岩本雅雄	16番 出口治男
17番 香西和好	18番 原田定信
19番 三浦三一	

欠席議員（1名）

20番 稲岡正一

会議録署名議員

14番 阿部雅志                      15番 岩本雅雄

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井正助	副市長 町田寿人
政策監 木具恵	教育長 坂東英司
企画総務部長 後藤啓	市民部長 三浦康雄
健康福祉部長 安丸学	産業経済部長 阿部芳郎
建設部長 大野芳行	教育次長 妹尾明
会計管理者 秋山雅彦	企画総務部次長 野崎圭二
市民部次長 矢田正和	健康福祉部次長 石川久
産業経済部次長 岩佐賢二	建設部次長 川野一郎
教育次長 湯藤義文	吉野支所長 松原美子
土成支所長 井上百合子	阿波支所長 塩田英司
水道課長 藤川靖人	農業委員会事務局長 阿部守

監査事務局長 阿部 仁子

財政課長 稲井 誠司

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 那 須 啓 介

事務局長補佐 石 原 かおり

事務局主幹 笠 井 久美代

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時30分 開議

○議長（江澤信明君） 現在の出席議員数は19名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の議会を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（江澤信明君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、3番川人敏男君の一般質問を許可いたします。

川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 3番川人敏男、議長の了解を得ましたので、一般質問を行います。

数日前から風邪を引きまして、少しお聞き苦しい点があるかと思いますが、ご容赦のほどお願いします。

私は、志政クラブに入会し、いろいろご指導をいただきましたが、このほど初心に戻り、正論を主張する会を立ち上げました。今後とも粛々と誇りと信念を失わずに議会活動に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

第1問は、中央広域環境センターの改築についてです。内容的には、泥臭い力仕事の話ですが、避けて通れない課題です。

中央広域環境センターは、関係市町の長と議会議員で構成する組合議会が、管理運営に関する事務を共同しております。しかし、改築となると、話は別です。100億円にも及ぶ予算が見込まれます。阿波市の負担も相当額になり、いずれ議会で予算の議決を伴います。また、この問題を放置しますと、最悪の場合には、ごみの収集はストップし、市内至るところにごみの山ができ、悪臭を放つ事態も全くゼロではありません。それほど重要な問題と認識しています。先送りすればするほど、事態は悪化します。こうした理由で、中央広域環境センターを取り上げました。

ご承知のように、阿波市、吉野川市、板野町、上板町の2市2町の可燃ごみを処理する中央広域環境センターは、吉野町西条と土成町宮川内の町境に建設し、平成17年7月か

ら稼働しております。施設の性格から操業に当たり、地元自治会と協定書を締結しております。その内容は、稼働期間は20年間とする、20年後には、吉野町、土成町以外の町村へ建設すると明記されております。つまり、8年後に稼働期間の終了が迫っておりますので、文教厚生委員会一行は、10月下旬に視察研修を行ってまいりました。視察先は、1カ所は平成26年6月に供用開始した別府市及び隣接する1市1町の可燃ごみを処理する藤ヶ谷清掃センター、もう一カ所は、平成28年4月に稼働した、福岡市南部及び隣接する3市1町のクリーンエネパーク南部です。この2カ所でそれぞれご説明いただき、意見交換する中で、さまざまな課題が見えてきました。

一方、本市の中央広域環境センターの改築事業費は、前回の建設費が約87億円でしたので、少なくとも同程度の規模になるものと見込まれます。新庁舎とアエルワの建設総額が56億円でしたので、それよりも21億円も上回る巨大プロジェクトになります。

次に、事業期間は、一般的に申し上げて、建設場所の決定に数年、計画策定に2年、環境アセスメントに2年、建物建設に3年で、最短で進んだとしても、10年間の長期にわたります。視察先の藤ヶ谷清掃センター及びクリーンエネパーク南部の両施設は、現在地、もとのままのところの改築となっておりますけれども、いずれも11年間を要しています。

そこで、3点お伺いします。

1点目は、建設候補地の絞り込み選定は、近隣住民との同意を得なければならないため、最も汗をかかねばならない困難な作業と考えられます。どのような方策を考えているのか、ご見解を伺います。ちなみに、藤ヶ谷清掃センターでは、関係住民と八十数回にわたって話し合いの場を持っています。

2点目は、稼働期間が8年後に迫っています。工期を考えますと、既に2年もおくれています。一刻の猶予もありません。具体的な建設スケジュールを伺います。

3点目は、巨大プロジェクトの推進体制をどのようにするかが、たれもつれるかどうかの鍵を握っています。ご存じのように、新庁舎及びアエルワは、建物を引き渡された後になって外壁のタイルが剥がれるという問題、また欠陥箇所、不良箇所が95カ所も判明しております。この根本原因は、本市の施工管理能力がいかにお粗末だったかを物語っています。中央広域環境センターで同じ轍を踏んでもらっては困ります。コンサルタント会社を活用するのは結構です。しかし、コンサル任せでは、新庁舎・アエルワの二の舞になりかねません。いずれにしても、2市2町で構成する一部事務組合は、管理者である阿波市

長の強力なリーダーシップのもとに、専門技術者の確保や組織を引っ張っていく、腹を据えた覚悟が必要です。先送りは信頼をなくするばかりです。その手始めとして、この巨大プロジェクトの推進体制をどのように構築するのか、管理者である市長にお伺いします。

○議長（江澤信明君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問1番目、中央広域環境センターの改築について答弁させていただきます。

まず初めに、議員ご質問の全般が中央広域環境センターに関するご質問であることから、中央広域環境施設組合より助言をいただき、そのことを踏まえ答弁させていただくことをご了承ください。

ご質問の1点目、建設候補地の絞り込み、選定についての方策及び2点目の建設スケジュールについて、あわせて答弁させていただきます。

中央広域環境センターは、正式稼働開始から本年8月をもって12年を経過し、13年目に入っておりますが、この間大きな機器の故障もなく、安定稼働を図り、現在に至っております。施設の稼働期限20年については、構成市町にお願いして十分認識していただいているところであり、周辺地域の方々とお約束しております覚書、協定書を遵守するために、平成29年第2回中央広域環境施設組合議会において、新施設の建設に向けて中央広域環境施設組合一般廃棄物処理施設整備基金条例が制定されたところでございます。また、本年10月12日の担当課長会、10月26日には幹事会において、新施設に関する協議を開始したところでございます。

議員ご質問の具体的な候補地の選定方法、建設スケジュール等につきましては、早期にお示しできるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員の一般質問、中央広域環境センターの改築についての3点目、事業の推進体制をどのように構築するかとのご質問につきまして答弁させていただきます。

最初に、川人議員から冒頭お話もありましたように、中央広域環境施設組合は一部事務組合でございまして、地方自治法第284条第2項により設置されている特別地方公共団体でございまして、普通地方公共団体と同様に置きかえれば、市長である管理者、副市長

である副管理者、組合議会においては、議長、副議長、そして監査委員も設けられているところがございます。また、その目的は、複数の地方公共団体が行政サービスの一部を共同で行うことで、構成団体の事務事業の効率化を図ることが目的とされているところがございます。要するに、独立した、普通地方公共団体以外の団体でございます。このことから、事業の推進体制につきましては、中央広域環境施設組合が一部事務組合でありますので、構成市町と共通認識のもと、施工管理も含めまして協議をしながら、推進体制の構築を図っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 事業の推進体制をどうするかについては、事業期間が10年の長期にわたること、専門的な知識を身につけていること等、一般職員と少し異質な人事異動になってくるのではないかと思います。それも一つ一つ先進地の事例等をご参考に、乗り越えていっていただけたらと思います。

それでは、再問いたします。

中央広域センターの改築に向けて、その進捗状況をるご答弁いただきました。幹事会等、水面下でいろいろ検討しているとの答弁内容であります。もっと積極的に取り組んで、施設周辺の住民の方々の信頼が得られる状態にすることが大切です。まだ8年も先のこととのんびり構えているのですか。通常の工期から2年もおくれであり、もう8年しかないのです。お尻をくくられているのです。いずれにしても、巨大プロジェクトに取り組む場合は、戦略を立てねばなりません。その場その場の発言では、最後につじつまが合わなくなります。最終的な決着の方向を見定め、そのためのプロセスを着実に歩いていく必要があります。そこで、次の3月議会で建設候補地の絞り込み、選定の方策について、建設スケジュールについて、事業推進体制の構築について、以上は進捗状況をできれば3月議会にご報告いただきたい。そういう思いを市長に一言おっしゃっていただければと思います。

○議長（江澤信明君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員の再問、改築についての市長の決意を語ってほしいと、そして3月議会で経過報告をしてほしいとの質問でございます。

中央広域環境センターの改築につきましては、先ほど議員に申しましたとおり、担当課長会及び幹事会におきまして議論を始めております。施設建設時の地元協定書におきまし

て、改築時には旧土成町、吉野町以外でと明記されていることから、阿波市以外での改築を主な条件として協議を行っているところでございます。今後、この趣旨に沿って、構成市町と議論を重ねまして、組合議会の承認を得られるよう良案を練り出していきたい、このように考えているところでございます。

なお、去る11月24日開催されました、平成29年第2回中央広域環境施設組合議会定例会におきまして、阿波市選出の松村幸治議員から、「中央広域環境センターの運営は13年目を迎え、覚書や協定書に規定されている稼働期限の20年が近づいている、新施設建設に向けた候補地の状況、取り組みについて」の質問を受け、私のほうから答弁をしております。答弁内容は、「当センターは正式稼働開始から本年8月をもって12年が経過し、13年目に入っております、この間、大きな機械の故障もなく安定稼働を図り、現在に至っているところでございます、稼働期限20年につきましては構成市町において十分認識していただいているところでございまして、周辺地域の方々とお約束をしております覚書、協定書を遵守するため、今回新施設の建設に向けた中央広域環境施設組合一般廃棄物処理施設整備基金条例の提案をさせていただいているところでございます、また本年10月より幹事会、課長会におきまして、新施設に関する協議を開始したところでございます」という答弁をさせていただいております。

次に、市議会への経過報告についてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、中央広域環境センターの運営に関する取り決めは、担当課長会及び幹事会で決定し、その後管理者及び副管理者に協議の上決定してから、組合議会において議決を行っております。以上のことから、組合議会での議決事項につきましては、市議会へ報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 今の市長の答弁で、少しこの大きな課題が動いた印象を受けました。ご期待したいと思います。よろしくお願ひします。

それから、もう一つお伺ひしておきたいと思ひます。

このところ吉野川市との関係がぎすぎすしています。吉野川市の動向が気がかりです。可燃ごみ処理や消防、防災、救命、救急、し尿処理場など、広域的な取り組みは、吉野川市が最大のパートナーとなっています。ところが、瀬詰大橋南詰にある西消防署の改築に当たり、旧阿波庁舎を候補地としたいと本市が唐突に主張し、すったもんだのあげく、現

在地の隣に落ちつきました。私が思うに、本市の主張は、長年かかって建設場所を確定したにもかかわらず、本市の都合で変更するに足らずは大義が乏しかったのではないかと考えられます。一方、し尿処理に関しては、吉野川市が公共下水道人口を考慮して、搬入量を反映した維持管理経費の負担に改めてほしいと、相当以前から申し入れがありました。これも引き延ばしたまま、現在に至っています。道理に合わないことは、これを早く解消しないと、信頼を失って、取り返しがつかなくなります。いずれにしても、私には信じられないことですが、前市長時代から、トップ同士の意思疎通を行わないなど、吉野川市の気分を逆なでするようなことを行っており、信頼感を失っております。吉野川市の議会では、可燃ごみやし尿処理施設の先進地を視察し、技術力の向上を実感し、単独での施設建設の可能性を探っています。差し出がましく口を挟むのは失礼かとは思いますが、大事業に取り組むには、先を読んで、一つ一つ布石を打っていくことが、円滑に事業を進める基本になります。特に、ごみ搬入量によって施設規模が決まりますので、吉野川市が参画するかどうかは根幹的な問題です。通常工期から既に2年もおくれており、その上吉野川市の動向が心配です。

そこで、吉野川市とスクラムを組んで前へ進め、信頼感を回復するために、市長は何らかの手を打っていますか。お伺いします。

○議長（江澤信明君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員の再々問、吉野川市との関係でございますけども、議員お話のとおり、中央広域連合消防のほうから含めまして、5つですかね、吉野川市との共同事務事業を処理しているところでございます。

先ほども申しましたけども、中央広域環境施設組合など、中央広域連合も同じですけども、地方自治法第284条によりまして設置されております特別地方公共団体ということでございます。中央広域連合は、阿波市と吉野川市の2市で構成されている。ほかの4つの一部事務組合につきましては、特養をのけたほか3の事務組合につきましては、吉野川市と阿波市、それから神山町、上板町、板野町ということで構成されているわけでございます。そういうことで、特別地方公共団体でございますので、いろいろ幹事会、それから担当部長会等々を含めまして、精力的に意見交換を図りながら、今も正常な設立当時の事務事業実施に向けて話し合いを行っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、中央広域連合の西消防署につきましては、いろいろ議論を、議員ご指摘のよう

に、させていただきますけども、今は決着しまして、瀬詰橋の南側に建設中でございますということを申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） こういうことわざあるんですけども、台風でも、外から見ると非常に怖いように思ふわけなんですけれども、いざその台風の中へ入ってみますと、案外何とかなるもんです。市長も腹を決めて、この問題に真正面から取り組んでいただきたいと、そういうことをお願ひして、この質問を終わります。もちろん私も、必要があれば応援に参りますんで、いつでもおっしやっただけたらと思ひます。

それでは、第2問に移ります。

土柱観光についての質問です。

まず最初に、本市観光振興の中核として、阿波市観光協会は平成23年5月に設立、女性スタッフのしなやかな感性で、阿波deフェスタ、オープンガーデンなど、ユニークなイベントを仕掛けております。ソフト事業を中心に、着実に活動の幅を広げ、市内外から高い評価を受けております。観光協会を設立したのは、市当局のクリーンヒットで、今後のさらなる飛躍を期待しております。

さて、観光振興は、平成26年12月議会に続いて、私自身2度目の質問になります。前回は、本市の観光戦略を総論的に、香りと音をキーワードに再構築してはいかがかと提案しました。四国霊場の4つの札所をめぐる線香の香り、菜の花畑にお遍路さんの鈴の音、たらいうどんに舌鼓を打ちながら、河鹿の鳴き声に耳を澄ます。キンモクセイやゲッケイジュのような香りのある花木をつくってはいかがか。また実のなる木を植えて、小鳥を呼び寄せるのもおもしろいです。ありきたりの後追いでは、観光客は呼び込めません。ユニークな観光地づくりを改めて提案したいと思ひます。

それでは、本題に入ります。

国指定天然記念物阿波の土柱は、大手旅行会社によるツアーが増加しており、8月末からこれまで約2,000名の観光客が訪れています。今後も、北海道や中部地方など、全国各地からのツアーが予定されております。先日、ボランティアガイドの会の三木敏明会長やどうする土柱協議会の皆さん方とお話をし、観光客のニーズをしっかり受けとめなければならぬという思いを強く抱きました。

そこで、1点目は、観光案内所の設置についてです。

阿波の土柱といったような地形は、イタリアのチロル、アメリカのロッキーにあるだけで、世界3大土柱とも言われています。観光資源として極めて価値の高いものと評価されます。ところが、観光客をお迎えする設備が整っているかどうか、検証してみました。これは、ノーです。どこが土柱なのか、入り口の目印になるようなものが不十分です。一休みする休憩施設はありません。雨宿りする場所也没有。大型バスをお迎えするトイレ也没有。地形的な由来の説明も十分ではありません。パンフレットを置くスペース也没有。市当局は、こんな状態をそのまま放置しておくんですか。札所が4カ所もありながら、お接待の心は持ち合わせていないんですか。

そこで、観光客をおもてなしする休憩室等の機能を持つ観光案内所の設置を提案します。ご見解をお伺いします。

2点目は、オートキャンプ場及び花木園の整備についてです。

土柱ボランティアガイドの会の三木会長にお伺いしますと、観光客が土柱に滞在するのは、15分から、長くて30分程度です。残念ながら、通過型観光地となっています。そもそも、観光に力を入れるということは、地域振興を図ることを狙いとしています。観光客にお土産を買ってもらい、食事を召し上がっていただく。泊まっていただく。こういうことがあって、地域が潤うのです。阿波市も、着地型観光を目指しておりますが、何の仕掛けも見当たりません。棚からぼた餅が落ちてくるように、ただ待っているだけでは何も実現しません。やはり何らかの仕掛けが必要です。幸い、土柱から東へ直線距離にして1キロメートル程度、土柱の湯のすぐ奥に、4町歩を超える原野があります。遠く徳島方面まで一望でき、絶好の景観を誇っています。一方、京阪神から四国へマイカーでグループや家族の観光客がふえています。したがって、豊かな自然景観に恵まれたこの原野をオートキャンプ場及び花木園として整備してはいかがでしょうか。ご見解をお伺いします。

○議長（江澤信明君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問の2問目の土柱観光について、1項目めに休憩施設等の機能を持つ観光案内所の設置のご提案と2項目めに土柱の湯の奥にオートキャンプ場及び花木園の整備のご提案をいただきました。一括してご答弁申し上げます。

本市には、国指定の天然記念物阿波の土柱を初め、四国霊場八十八カ所のうち4つの札所、また国道318号沿いを中心としたエリアにおいては、御所のたらいうどん、また旬の時期にはブドウ狩りやイチゴ狩りが楽しめ、それらを直接購入できる直売所が立ち並

び、そのほかにも豊富な観光資源が存在しております。しかしながら、本州から明石大橋、大鳴門橋を經由して徳島県西部へ続く観光ルート、また高知県、愛媛県を經由して徳島県東部へ続く観光ルートの中で、議員がご指摘のとおり、本市への観光は一時的に立ち寄る通過型観光が中心となっているのが現状であります。このようなことから、本市では、平成23年に阿波市観光協会を設立し、現在では一般社団法人として、阿波の土柱、御所のたらいなどなどの既存の観光資源に加え、地域の強みである、農的資源、花、歩きめぐり、食など、地域の特性を生かした着地型観光を創造するなど、観光振興の促進に向けてさまざまな取り組みを進めております。また、来年4月からは、徳島県東部地域にある徳島市を初めとする15市町村と交通や宿泊事業者などの民間企業と連携し、観光地域づくりのかじ取り役となる、徳島東部地域DMOを立ち上げ、特色ある取り組みを進めることで、なお一層の観光客の集客につなげたいと考えております。

そこで、1点目のご質問であります。土柱に観光客をおもてなしをする休憩施設等の機能を持った観光案内所を設置してはどうかというご質問でございますが、阿波の土柱は、先般新聞でも報道されましたが、四国地方整備局が選定している四国八十八景に認定されたことから、県内外からの土柱への観光ツアー客が増加をしており、土柱を支えてきた方々や関係者で盛り上がりを見せております。このようなことから、現在では観光協会を中心とし、市内の観光資源の魅力をさらに磨きをかけるとともに、それらの資源をつなぎ、訪れやすい観光ルートやメニュー化を図りながら、効果的な情報発信への取り組みを強化しております。

その一つに、土柱の価値をさらに高めるため、観光資源ブラッシュアップ事業の一つとして、今年度から土柱関係者を集めた、どうする土柱協議会や観光客の受け入れ態勢づくりとして、土柱ボランティアガイドの会を立ち上げ、土柱観光の課題や問題点の洗い出し、また今後の方向性などについて協議を重ねるなど、本市を代表する観光地としてさらに飛躍するよう研究を進めております。この研究を進める中で、今後周辺店舗等と連携しながら、観光パンフレットや写真が展示できるスペースの確保、またボランティアガイドの詰所として利用できる施設の設置を必要としております。

本市といたしましても、今後増加を予想される土柱への観光客を快く受け入れするためには、休憩施設等の機能を備えた観光案内所の設置が必要であると考えます。本市では、今年度から市内の観光案内板の見直し作業を進めておりますので、土柱の観光案内板等についても、より観光客を受け入れしやすいものとし、観光案内所等については、観光協会

と連携し、周辺店舗との協議を進めながら、その設置に向けて検討してまいりたいと思います。

次に、2点目の土柱の湯の奥にオートキャンプ場や花木園を整備してはどうかというご質問でございますが、観光庁の宿泊旅行統計調査では、徳島県の延べ宿泊数が、平成22年以降、平成26年を除いては、全国最下位という不名誉な結果が出ております。本市でも例外ではなく、本市への観光客は日帰り客が大部分を占めており、宿泊を伴わない観光や滞在期間が短い観光となると、当然消費が少なくなり、地域への還元は大きくは期待できないこととなります。しかしながら、公共や民間企業も含めて、直ちに宿泊施設を建設していくことは考えにくいため、本市では宿泊施設が少ないという弱点をどのように補っていくか、また観光客の滞在期間をいかに長くできるかなどに重点を置き、観光振興を進めなければならないと考えています。このことから、ご提言のありましたオートキャンプ場や花木園の整備につきましては、近くに土柱や温浴施設などもあり、地理的条件が整った中で、誰もがアウトドアで宿泊でき、緑豊かで美しい草花を観賞できる施設は観光客の増加につながり、通過型の観光地から滞在型の観光地へと転換できる画期的なご提案であると受けとめたところであります。

本市では、オートキャンプ場などを整備する具体的な計画は今のところはありませんが、昨年度に整備した土柱ふれあい広場などの公園整備や桜、果樹の植栽など、滞在型周遊ルートの確立に向けた、やすらぎ空間整備事業を初め、ご提言のありました場所は、徳島県の防災訓練時の飛行場があり、飛行場外離着陸場として指定を受けていることでもありますので、その状況なども踏まえながら、オートキャンプ場や花木園の整備につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） ただいま部長の答弁をいただきましたが、何か前向きのようなところもございますが、最後になると、検討する、検討すると言いまして、何だかボクシングの試合の会場におけるような感じがしてきまして。ここは、やっぱり阿波市議会です。もっと前向きになっていただきたいと、土柱観光案内所の設置について再問します。

ご承知のように、本市は観光面では他市に比べておくれをとっています。観光発展の途上市であります。したがいまして、現状では、民間である周辺店舗の積極的な関与は機が熟していないと判断されます。いましばらく、イニシアチブを市がとっていただいて前へ

進めていただけたらと思います。

また、提案している内容は、一つ一つご検討いただきますと、休憩施設であり、大型バスを迎えるトイレ等であります。つまり、観光施設としてのシビルミニマムなんです。どうしても観光地として立ち上げるには、こんだけはやりますよと、最低限のことだろうと思います。ここは、市当局が観光案内所の設置を図るべきと考えますが、副市長のご見解をお伺いします。

次に、オートキャンプ場及び花木園の整備について再問します。

部長答弁では、今後の検討課題とすると答弁がありました。土柱観光の現状は通過型の観光地となっているのです。これを滞在型の観光地とするためには、土柱を点としての考え方から、面として周辺一帯を整備してはどうかと提案しているのです。

そこで、まず第1段階として、土柱の湯に隣接して土柱ふれあい広場があり、もみじ等の植栽を施しております。この一帯に、小規模のオートキャンプ場をモデル的に整備してはいかがでしょうか。トイレや手洗い場所の整備ですので、そんなに予算もかからないはず。市当局のご見解を、周辺事情に詳しい市長にお答えいただければ幸いです。よろしくお願いします。

○議長（江澤信明君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の再問、土柱観光案内所の設置について答弁させていただきます。

先ほど、産業経済部長のほうから答弁させていただきましたが、観光案内所等の設置につきましては、現在、どうする土柱協議会や観光協会が中心となりまして、周辺店舗等と協議しながら、その設置に向けて検討をされており、観光協会より設置に関する予算要望もいただいております。また、土柱が魅力ある観光地としてさらに飛躍するためには、本市と観光協会、また土柱関係団体や周辺店舗等が一丸となって取り組みを進めることが重要であり、それらの動向も踏まえながら、観光案内所等の設置に関して観光協会への支援を検討していきたいと考えております。

また、土柱のトイレにつきましては、平成25年度に設置しております遊歩道入り口付近のものを含めまして3カ所ございます。また、大型観光バスの駐車場となっております土柱そよ風ひろばにも1カ所あり、観光客に対応できるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員の再問の2点目について、滞在型の観光地とするためには、まず第1段階として、土柱の湯に隣接する土柱ふれあい広場の一带に小規模のオートキャンプ場をモデル的に整備してはどうかというご質問に答弁させていただきます。

先ほど、担当部長、また副市長のほうから答弁させましたとおり、国の天然記念物でございます阿波の土柱周辺には、そよ風ひろば、また土柱の湯や土柱ふれあい広場など、多くの観光資源が存在するため、議員のご指摘のとおり、通過型の観光から滞在型の観光に適したエリアである、このように考えているところでございます。こうしたことから、土柱ふれあい広場は、平成24年度から実施しております、観光や健康づくりを意識したやすらぎ空間整備事業におきまして、花壇や桜、もみじの植栽など、国の補助金を活用しまして整備を進めてまいりました。それに加えて、阿波の土柱の遊歩道やそよ風ひろばの施設が老朽化しておりますので、早急に再整備も進めていきたいと、このように考えているところでございます。

そこで、議員ご質問の土柱ふれあい広場一带に小規模のオートキャンプ場をモデル的に整備してはとのご質問でございます。

昨日、森本議員の質問に水道課長のほうから答弁しましたとおり、阿波市上水道基本計画では、土柱ふれあい広場周辺に水道の配水施設を計画しているところでございます。建設に当たっては、周囲の景観を意識して、植樹などの修景施設の整備も必要でございますので、配水施設の場所や規模が具体的に決まりましたら、議員ご提案のオートキャンプ場がモデル的に整備できるかどうか、前向きに検討させていただきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 前向きに観光に力を入れていただくということをご答弁いただきましたので、最後の締めをさせていただけたらと思います。

阿波市は、施策の優先順位をどのようにしているのか、私にはちょっと疑問を持っています。スマートインターを数億円の予算で建設したい意向のようです。しかし、市内の運送業者等に話しますと、高速料金を考えると、利用できない、利用しないという声ばかりです。市当局は、高度成長期のように、いずれ役に立つだろうという甘い考えのように聞こえてなりません。スマートインターを建設すること自体が目的のようです。しかし、インター建設は手段です。目的と手段とごちゃごちゃになっているのは、いい施策とは言え

ません。インターを活用して、阿波市をどう活性化につなげていくかを先に論じなければなりません。インターのような事業を重視して、地域の潤いを目的にした観光案内所、きっちりと因果関係をはっきりできるような政策の目的があるのに、それをのけるのはいかかかなという感じがします。観光案内所は、財源的にも、昨日同僚の森本議員が質問しましたが、合併特例債はまだ25億円残つると言いよりますんで、この観光案内所は1,000万円か1,500万円で作れるだろうと思います。そういうところも考慮して、前向きのところをもう一步、次のときには、建設しますと、こういう声をお聞きしたいものです。そういうところをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（江澤信明君） これで3番川人敏男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（江澤信明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、質問の途中でございますが、12時を過ぎましたら、次の項に入らんと、休憩いたします。

次に、4番樫原伸君の一般質問を許可いたします。

樫原伸君。

○4番（樫原 伸君） ただいま議長の許可をいただきましたので、4番樫原伸、一般質問を行います。

今年も早いもので、12月師走を迎え、残すところ20日余りとなりました。時のたつのが、この年になりまして、大変速さを感じます。

感じると言えば、さきの9月議会を振り返りまして、阿波市も少し風が変わってきたなという感じを持ちました。私は、9月議会質問を通告しておりませんでしたので、各議員の質問をゆっくりと拝聴させていただきました。そこで感じたのが、市長を初め、理事者のこれまで以上の丁寧な、またかつ紳士的な答弁内容でした。今回通告しております私の3つの質問に対しましても丁寧な答弁をお願いいたしますと、少しプレッシャーをかけておいて。

1点目が、三木武夫元首相生家の再生につきまして。

この質問に入る前に、生家という表現を三木邸という表現にさせていただきますので、

よろしく申し上げます。

1907年、今の阿波市土成町御所村に生まれ、30歳で衆議院議員に初当選して以来、連続当選が19期、議会政治の子と呼ばれ、衆議院在任期間は51年、何と半世紀。座右の銘は、皆さんよくご存じの「信なくば立たず」。政治にとって最も大切なものはと聞かれた孔子が、軍備を整えるでもなく、食糧を満足させることでもなく、人々が政治に信を置くようであればならない、この故事に倣って、民衆の信頼がなければ政治や社会は成り立たないと解釈していた三木武夫は、その姿勢を貫き、1974年、昭和49年ですが、当時の田中首相が金脈問題で辞任に追い込まれ、自民党総裁選を一任された椎名副総裁は、クリーンな政治家、クリーン三木、三木武夫を首班指名、第66代内閣総理大臣三木武夫が誕生いたしました。その三木が生まれた御所村がある土成町、これは阿讃山脈麓にはイチゴやブドウなど畑が広がり、地元の直売所には、レタス、ニンジン、ブロッコリーなど色とりどりの農産物が並び、自然の恵みを感じることができます。一方、鎌倉時代承久の変で四国に、当時の土佐、高知のほうに配流された土御門上皇の終えんの地としても知られ、三木邸がある旧の御所村、この御所、かつては上皇が住んでいたために地名になったとも言われ、歴史をしのばせてくれるところでもあります。有形無形の観光資源に恵まれた土成町にある三木邸も放置されて久しく、傷みが激しく、壊れそうな状態があります。議長のご了解もらってますので、このように非常に傷んでおります。（写真を示す）徳島が生んだ唯一の総理大臣の家、三木邸を何とか再生してほしいのですが、阿波市のお考えをお聞きします。

○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 議長のご許可をいただきましたので、樫原伸議員の一般質問の1問目、三木武夫元総理の三木邸を再生について、1点目、阿波市が生んだ偉人三木武夫の思いを受け継ぎ未来に残す、学び、発信、交流の場としてはどうかについてお答えさせていただきます。

現在、三木元総理邸宅には、活用されていない旧邸と平成7年に建設された、新しいおうちがございます。新邸につきましては、三木元総理のご親族のご協力をいただき、阿波市への移住を希望される方への移住お試し物件土成の家として、阿波市観光協会が、運営、活用しているところであります。また、三木邸敷地につきましても、本年1月に移住者交流会を開催し、移住者の方だけでなく、地域住民の方も参加し、市内外の人たちの交流の場として活用させていただいているところであります。

一方、三木旧邸につきましては、先ほど議員のほうからパネルでお示したように、老朽化がかなり進んでいることから、大規模な修繕が必要となっており、現状では活用が難しい状況となっております。そのため、その活用方法につきましては、移住者と地域住民の交流の場だけでなく、三木元総理の功績を後世に伝える場となるよう多方面から検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 榎原伸君。

○4番（榎原 伸君） ただいま三木元首相の功績を後世に伝える場となるよう検討してまいりたいとご答弁いただきました。前回と違って、前向きなご答弁をいただきました。これ私個人的には、三木武夫が生まれた土地、その場所と、今お示しました、老朽化しておりますけども、クリーンな政治家を彷彿させる家ですね、この両方を最大考慮して、三木武夫の思いを受け継ぎ、今言いましたとおり、未来に残す学び、発信、交流の場としての活用方法を考えていただきたいのですが、ぜひ市長のお考えということで、再問とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 三木元総理の邸宅について市長の考えはということでご答弁させていただきますと思います。

三木武夫元総理につきましては、先ほど議員がご発言のとおり、衆議院議員当選19回、在職51年という輝かしい経歴の中におきまして、第66代内閣総理大臣に就任されまして、対話と協調の基本理念のもとに、クリーンな政治家として、その名を後世に残されているところでございます。

一方で、土成中学校の校歌の作詞をされるなど、地域の方たちにも非常に親しまれた存在となっているところでございます。しかしながら、榎原議員よりご質問のありました三木武夫元総理邸宅につきましては、先ほどの企画総務部長の答弁のとおり、建物の老朽化が進んでおり、大規模な修繕が必要な状況となっているところでございます。三木元総理邸宅北側の道路は遍路道にもなっておりまして、四国八十八カ所を巡礼するお遍路さんが数多くいらっしゃることから、お遍路さんと移住お試し物件土成の家を利用されている移住希望者との交流や、地域の子どもから高齢者の方との交流の場としても、これまで以上に新たな活用が期待される場所であると考えているところでございます。

こうしたことから、三木元総理のご親族が所有されている三木旧邸につきましても、ご

親族の意向を踏まえた上で、新たな活用ができるよう、保存や取り壊しなどを検討してまいりたいと、このように考えております。

ご承知のとおり、三木元総理は、本市だけでなく、徳島県唯一の内閣総理大臣経験者でございます。本市が生んだ偉大な人物として、私はその名を後世に伝える義務があると考えております。積極的に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（江澤信明君） 檜原伸君。

○4番（檜原 伸君） 藤井市長の三木武夫元首相、郷土の偉大なる政治家への思いも伝わりました。そして、三木家から正式に土地、建物の無償譲渡に関しても、何の条件も出されていないことは市長も重々ご承知のようで、三木家の意向を踏まえて、阿波市としての新たな活用を検討していただけるようですので、これで私も、地元の方々から、朽ち果てた、老朽化した三木邸を見るに忍びない、何とかならないかと言われ続けてきましたので、これで地元の人々にも喜んでもらえる報告ができそうであります。本当にありがとうございました。

2点目は、阿波市の教育について。

これ昨日ですか、同じ会派の吉田稔議員からも、英語活動の成果について質問がありましたけども、私は、次期学習指導要領が発表されたことを受けて、課題について質問をさせていただきます。

この次期学習指導要領、10年ごとの見直しですけども、昨日も教育長から説明がありました、アクティブ・ラーニングの全教科導入など、盛りだくさんの内容が、3年後、2020年から実施されるようです。児童・生徒が主体的に学び、みずから考える姿勢を重視する内容には大いに期待が持て、こうした理念には、父兄のみならず、国民からも賛同が得られると思ひますが、不安もささやかれております。3年生から6年生まで、各学年で年間35こまもふえ、アクティブ・ラーニングの指導といひますか、進め方、これは現場の創意工夫、一任された格好であります。教員の多忙さに拍車がかかり、現場の十分な理解が得られるのか、不安を感じるところであります。

今回の質問は、そうした指導要領改訂案の中の一つ、小学校の英語教科化についてお聞きします。

これまで、外国語活動という概念のもと、小学校の5、6年生で実施されてきた、英語

の聞く、話すを3、4年生に前倒しをして、読む、書くといった要素を加えて、正式な教科になるということです。私は、このことで、6月定例会で正式な教科になると採点方法などの疑問な点を質問させていただきました。一応その点については納得はしたんですけども、指導要領の詳細を見て、びっくりしております。これまでの外国語活動では、英語を用いてコミュニケーションを図ることができるようにするとか、日本と外国の言語や文化について理解を深めることができるようにするといった、そういった内容のものが、改訂案では、聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと、この領域別に目標がより詳しく示されています。

例えば、聞くことでは、ゆっくりはっきりと話されれば、日常生活に関する身近で簡単な事柄については具体的な情報を聞き取ることができるようにする。これ、大体想像されると思うんです。さらに、技能面の文構造という項目では、日本語と英語の語順の違いなどに気づかせるとともに、基本的な表現として、意味のある文脈でのコミュニケーションの中で繰り返し触れることを通して活用することをうたい、短文、肯定文、否定文、疑問文、動名詞、過去形のうち、活用頻度が高い基本的なものを含むとあります。例を挙げれば一番いいんですけども、文の構造でも、主語プラス動詞、さらには主語プラスbe動詞プラス名詞・形容詞といった、私たちが中学校で習ったものが含まれます。これはちょっと例えですけども、He is soccer player. He can play soccer well. 合ってますか。皆さんも、中学校の英語授業を思い出されたんじゃないでしょうか。文科省では、こうした先進的な英語教育を経て、中学校での英語教育は原則英語で行うとしております。これからの国際化社会を見据えて、世界共通語の英語を重視した改訂案に異論を唱えるつもりはありませんが、2つの不安がよぎります。

1つは、こうした高度化した英語授業で、児童が英語という教科を嫌いになりはしないだろうか。2つ目は、教師の立場に立つと、英語指導に不安を抱く教員も出てくるのではないかな。

そこで、阿波市教育委員会では、英語を楽しく、なれ親しみ、コミュニケーションを図るとうたっております。英語嫌いを出さないような取り組み、また現場に一任された教員の負担軽減にどのように取り組まれるのか、あわせてお聞きします。

○議長（江澤信明君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 樫原議員から2項目め、阿波市の教育について、英語教育の課題について大変詳しくご質問をいただきました。ご答弁をいたします。

平成32年度から全面実施されます小学校学習指導要領では、中学年から、聞く、話すを中心とした外国語活動を通じまして、英語になれ親しみ、英語学習への動機づけを高めた上で、高学年からは、発達の段階に応じて段階的に文字を読むこと、書くことを加えまして、総合的、系統的に扱う教科学習を行うこととなっております。阿波市では、来年度から高学年での教科英語の先行実施をいたします。阿波市では、平成18年度から各小学校に英語指導講師を配置し、小学校1年生から全学年で英語活動を実施してまいりました。これまで、児童は、楽しみながら、英語の音やリズムになれ親しんでおります。そうしたことで、スムーズに英語の教科化へと進むことができると思っております。

議員おっしゃいますように、小学校教員で英語指導に不安を抱いている現実はあると認識をしております。また、教材の準備や評価のための資料の蓄積など、教員の負担増も考えられます。平成26年度までは、英語指導講師が中心となって授業を進めてまいりましたが、平成27年度からは、児童の実態を一番理解している学級担任が中心となって、英語指導講師がサポートするという、両者がそれぞれのよさを生かした授業が行われるように方針を転換しております。英語指導講師は、そのネットワークの中で、これまで児童が楽しく生き生きと英語学習に取り組める教材を作成したり、阿波中学校区の指定研究では、教科としての英語の中で、リスニング形式やスピーチ形式のテストで評価をしたりしながら、学級担任の負担軽減の一助となっております。また、英語講師が学級担任の英語力を補うことで、学級担任は安心して授業を行っております。こうした英語指導講師の支援、それから存在は大きなものがあると考えております。次年度も引き続き、英語に堪能な英語指導講師を各小学校に配置し、ALTとも連携し、教員の負担軽減を図り、より効果的な授業が実践できるようしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（江澤信明君） 榎原伸君。

○4番（榎原伸君） 英語の教科化は、さまざまな課題も浮き彫りにしているようですが、私の質問の児童の不安に関しては、合併当初から阿波市単独で英語指導講師を配置して、1年生から英語活動を続けてきているので、スムーズに教科化に進むことができるというような自信の答弁を聞かせていただきました。私も、この点は同感でして、英語活動で他市に比べてもはるかに進んでいる阿波市ですので、英語嫌いの児童は出ないと信じております。

教員の負担軽減についても同様に、英語指導講師、この補助的なものが最も負担軽減に

有効であるようです。6月定例会で、教職員の労働実態についても質問をしまして、阿波市でも1日10時間前後という勤務実態がわかりました。この改訂案は、各学校の、そしてそれぞれの先生、教員の創意工夫とうたっているわけですから、この改訂案によって、教員は一から準備をしなければならず、負担がさらに増すだろうと思い、軽減策をお聞きしたんですけども、創意工夫によると言い放った文科省が、当然ALTの確保や研修制度の確立、また教材の開発などを主体となってやるべきと思いますが、阿波市教育委員会としても、モデル指定をされて、その取り組み、これは全国から注目されていると思いますので、英語講師だけでなく、学校や教員を支援する体制づくりをお願いして、3点目、最後の質問に移ります。

阿波市農業振興について3点質問をさせていただきます。

1点目は、中山間地農業への取り組みについてであります。

今、我が国の農業政策は、効率化、大規模化に向けて進んでいるように思われます。農業立市の阿波市でも、国同様に、農業の効率化を最優先にしているように思われます。阿波市は、農業総生産高、昨年151億円、これは県下一であり、農業が基幹産業と、どの案内書にもうたわれております。ただ、この151億円という生産高は、宝島と呼ばれる善入寺島や各町の平野部の実績だけではありません。急峻、狭小で、利便性の悪い中山間地域の実績も含まれており、ここでは今も先人の知恵を受け継ぎ、血と汗を流し、生産活動が行われております。しかしながら、担い手の問題以上に、鳥獣被害などあって、耕作放棄地はふえる一方です。そんな状況に追い込まれている中山間地農業ですが。農業生産はもとより、自然環境保全、また保健休養や景観など、さまざまな面において重要な地域であることは間違いありませんので、阿波市のこうした中山間地を守る、また維持する取り組みをお聞きします。

2点目が、農業委員会改革により、役割はどのように変わったのか。

平成28年、昨年ですが、農業委員会などに関する法律が改正されました。これによって、農業委員会の改革が行われ、阿波市でもその方針に沿って、農業委員19名と、それとは別に、現場活動を担う農地利用最適化推進委員21名が選ばれました。その選考も、他市に先駆けて、公選制から市長選任制で行われましたので、市としても大変だったと思います。24名のそれまでの定数が削減されて、区域割で農業委員がゼロの地域など、課題も露見されました。こうした課題は課題として、解消に向けてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

今回私がお聞きしたいのは、農業委員会の任務、農地利用の最適化を積極的に推進していくこと、これが基本であり、この基本理念は不変ですが、今回の制度改革で、国もそうした最適化の推進に関して指針を、いわゆる計画目標を策定しなさいと、同法の第7条に指針を定めるよう努めなければならないと、罰則規定はありませんが、こう強く言っております。

そこで、農地利用集積面積、遊休地解消面積、私が最も気になる、新規参入者などの農地など利用最適化の推進に関する数値目標、10月に新体制になったばかりですが、そういった計画は策定されているのでしょうか、お伺いします。

3番目が、土成町丸ごと農村公園構想の実現に向けてであります。

27年の第4回の定例会でも質問しました、土成町丸ごと農村公園構想について、再度お聞きしたいと思います。

阿波市は、何度も申し上げますが、農業が基幹産業であります。4町の中でも、お米を初め、野菜、果樹、花卉、畜産と、まさに農産物のデパートとも言える土成町、この特色を6次産業化によって最大限生かして、土成町を丸ごとそっくり農村公園、4町が合併してできた阿波市でありますけども、土成町に絞り込んで、お米や野菜をつくるといった1次産業、製造加工の2次産業、そして小売、観光など3次産業までを取り入れた6次産業化を目指した、町全体がテーマパークという構想であります。実は、私は、前回この構想実現に向けて、まず土成町の6次産業推進協議会、仮称ですけども、あくまで、そういったものを立ち上げて、阿波市にはその調整役を果たしてほしいと要望しました。担当部長は、まずは活力ある暮らしやすい地域づくりという中で、リーダー育成塾を開催するので、その中で地域で活躍する人材育成を最優先する。リーダーが必要なのはわかるんですけども、私の思いとはかけ離れていましたので、気を取り直して、阿波市に来られて、当時まだ半年だった政策監なら、冷静で客観的な答弁がいただけるのではと思ひまして、第三者的な立場でのお考えをお聞きしました。政策監いわく、土成町の魅力を生かした、素晴らしい構想だとお褒めをいただきましたけども、行政主導でのまちおこしのたくさんの失敗例、そして県内の神山町や彩で有名な上勝町などの成功例を挙げて、あくまで民間、市民の力で取り組むのがベターだと言われました。早いもので、あれから2年がたちました。その間、地方創生というのが、かけ声ばかりで、アベノミクスの経済効果も地方には届かず、その間少子・高齢化は進み、地方は疲弊する一方であります。このプラン、この構想は、土成町以外の議員からも賛同を得ております。私が求めるのは、推進協議会立ち

上げへのバックアップなんです。まずは、生産農家、地元のJA、企業、学校、それぞれの各種団体などと同じテーブルに着いてもらって、6次産業化を理解してもらるのが先決と思っております。阿波市にお膳立てといたしますか、連携調整機能を期待しております。コーディネーターのような役割を担ってほしいのですけども、以上3点、所見をお聞きしたいと思えます。

○議長（江澤信明君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、樫原議員の一般質問の阿波市農業の振興について、本市の中山間地を維持する取り組みについてと土成町丸ごと農村公園構想について、2点ご質問をいただきました。それにつきましてご答弁させていただきます。

まず、中山間地の農業への取り組みについてでございますが、本市においては、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域における農業生産の維持を通じて、水源涵養、景観等の多面的機能の確保や地域の活性化に結びつけるため、平成12年度に国、県の補助事業としてスタートしました中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、平野部との格差是正に取り組んでおります。これは、生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持管理していくための取り決めを締結し、それに従って農業生産活動を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みでございます。継続的な農業生産活動が前提となっているため、農業振興地域の農用地区域内であって、協定面積が1ヘクタール以上の傾斜基準を満たした農用地で、5年間農業生産活動等を継続する農業者等が対象となります。現在では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、対象地域要件を満たす山村振興法に指定された大俣地区と、法指定地域に地理的に隣接する浦池地区、尾開地区、久勝地区、林地区及び農林統計上の中間農業地域に指定されている伊沢地区、御所地区内の一部の集落において、平成27年から平成31年度の第4期対策が実施されております。平成28年度の交付実績といたしまして、取り組み集落が23集落、協定面積が257ヘクタールであり、約4,000万円を交付し、中山間地域の魅力を生かしたさまざまな取り組みが行われております。交付単価につきましては、地目、傾斜区分等により異なり、10アール当たり2,800円から2万1,000円でございます。交付金の使途につきましては、集落での話し合いにより、地域の実情に応じて幅広く活用できます。取り組み内容といたしましては、農業生産活動等や多面的機能を増進する活動があり、具体的には耕作放棄地の発生防止活動、水路の泥上げ、農道等の草刈り、景

観作物の作付などがあります。集落ごとに地域の実情に応じた取り組みを行い、耕作放棄地の発生防止、抑制と鳥獣被害防止には効果が発揮されております。また、集落内での話し合いの場がふえたことにより、集落機能維持のための目標を共有し、ともに力を合わせて活動する意識も定着してきております。引き続き本制度を有効に活用し、多様な自然環境のもと、農業生産の維持を通じた多面的機能の確保、地域特性を生かした農産物の生産による所得向上及び担い手への農地集積や新規就農者など、新たな担い手確保に対する取り組みを行い、中山間地域の活性化を図りたいと思います。

次に、土成町丸ごと農村公園についてでございますが、土成町には、土成インターチェンジの南北周辺は通称フルーツロードと呼ばれ、旬の時期には、新鮮でおいしいブドウやイチゴ狩りが楽しめ、それらを直接購入できる直売所が点在しております。さらに、食事や温浴が楽しめる御所の郷や三木武夫元総理の銅像が立つ土成中央公園などがあり、県道鳴門池田線近くには、産直市 J A グリーンどなりマルシェなどにもぎわいを見せております。また、本市を代表する観光資源の一つである御所のたらいうどん店が、宮川内谷川に沿って営業されており、この11月には6店舗が連携して、地元産小麦を使った御所のたらいうどん阿波小麦フェアが開催されたそうでございます。そのほかにも、四国霊場札所のうち、7番札所十楽寺を初め、8番の熊谷寺、9番の法輪寺の3カ寺があるほか、歴史が探訪できる、自然が織りなす谷合いの紅葉や太鼓坂なども魅力の一つであります。このように、土成町には、食、自然、歴史など、魅力ある多くの資源があることから、この特色を生かした観光客の集客と滞在時間を増加させ、地域の活性化を図ろうとする、議員ご提案の土成町丸ごと農村公園構想を進めるための推進協議会の設置から関係団体とのコーディネートといった調整役を市の職員にというご要望でございますが、先ほど議員もおっしゃられたとおり、平成27年の阿波市議会定例会で同様のご質問をいただいております。そのときにもご答弁申し上げましたが、まずこの壮大なる構想を実行しようとする地域の強い意欲やかたい結束力が必要であると同時に、地域の資源をよく知り、地元をよく知り、地域をまとめる的確な人材の確保が重要であると考えます。

本市では、市民力、地域力をさらに伸ばし、持続可能な阿波市のまちづくりを行うには地域リーダーの存在が不可欠だと考え、本市の総合戦略における施策の一つでもある、地域で活躍する人材を育成するため、平成28年度からリーダー育成塾を開催しております。現在、土成町の方で6名の方が参加されておりますので、まずはその塾生の方たちや議員などで座談会などを開催し、地域の魅力やその魅力の生かし方などを話し合うことか

ら始めていただけたらと考えます。構想の実現には多くの時間を費やすこととなりますが、小さな輪から始めることが、最終的にはこの構想に参加する方の思いが同じになると考えます。急がば回れであります。そのような座談会の場に行行政としても参加させていただき、その中で土成町丸ごと農村公園の構想の具現化に向けてご支援できる部分やお手伝いできる分については、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 阿部農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（阿部 守君） 議長の許可をいただきましたので、樫原伸議員からご質問をいただきました2点目、農業委員会改革により役割はどのように変わったのかについて答弁をさせていただきます。

平成28年4月1日に改正農業委員会法が施行されまして、農業委員会の業務について、これまでの農地法に基づく権利移動の許可等に加え、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進といった、農地利用の最適化の推進が必須業務に位置づけられました。

議員ご指摘のとおり、農業委員会は、農地利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での農地利用最適化推進委員の活動の整合性を確保するため、農地利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならないとされております。指針の策定に当たりましては、担い手への農地の利用集積面積、遊休農地解消面積、新規参入者等の数値面積を定めるとともに、その目標達成に向けた推進の方法を定める必要があります。しかしながら、阿波市農業委員会におきましては、新体制発足後間もないことから目標と指針方針を定めていないため、平成29年度の実績をもとに具体的な目標数値を試算し、平成30年度の策定に向けて、徳島県農業会議や関係団体と協議を重ねているところであります。

地域の強みを生かしながら、活力ある農業、農村を築くため、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて農地利用の最適化の推進に関する指針が一体的に進んでいくように努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 樫原伸君。

○4番（樫原 伸君） この項目、まだよろしいですか。

まとめさせていただきます。

3項目お聞きしまして、まず農業委員会の役割について、ご答弁では、発足間もないことから指針は定められていないが、今年度実績をもとに30年度には策定されるそうです。私は、これまでの農業委員会のイメージ、農地の番人といったイメージを持っていましたけども、農業委員、また農地最適化推進委員を合わせて40名で、しかも農業委員の過半数は認定農業者でなければならないということから、私のイメージも大きく変わって、攻めの農業委員会、これが私の抱くイメージであります。そして、私たち議会も、それぞれの委員を承認していますから、責任も感じつつ、その役割に大きな期待をしておりますので、活力ある農村を築く活動に頑張りたいと思います。

阿部部長のほうの答弁で、土成町丸ごと農村公園構想では、私は、農業、農村の魅力を前面に出した農村公園テーマパークみたいなものは、地方の特権だと思っております。ディズニーランドのような大型アトラクションというんは、これは都市部に任せて、阿波市は時代の変化に左右されにくい、基幹産業である農業を軸とした、日本人のよりどころとなるような構想を提案したつもりなんです。構想提案から2年が経過しました。少し諦めかけていたんですけども、2年の歳月が希望の明かりをともしてくれました。急がば回れと、今説教じみて言われましたけど、その言葉も受け入れられるぐらい冷静になっております。その間に、土成町っていうのが、6名の方がリーダー育成塾に参加されているようです。答弁では、阿波市としても、まずはそういう人を巻き込んで話し合いから始めてはどうかと。そして、構想の具現化に向けては、支援できる部分は取り組んでいくとの答弁をいただきました。いろんな農産物、自然の豊かさ、人と人を紡ぐきずな、おもてなしといった、日本人の心が感じられる土成町であります。農業体験ができる、四季折々の花に癒やされる、生き物に触れることができる、このような土成町の持つ魅力を最大限に引き出すのは、6次産業化であり、それを成功例にするのは、おっしゃるとおり、行政でなく、地域の力かもわかりません。

市長がいつも褒めていただける土成町の地域力、そして先ほどの前向きな答弁に勇気ももらいましたので、触れる、見る、食べる、買う、泊まる、遊ぶ、さらには学ぶことができる、土成町丸ごと農村公園構想の実現に向けて、4人の議員一致団結して進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

そして、ちょっと前後しましたけども、中山間地農業への取り組みということでは、国、県の補助事業、中山間地域など直接支払交付金事業を活用して、平たん部との格差を是正しているとのこと。対象要件を満たす大俣地区ですね、これは皆さんもすぐに想

像されると思います。その大俣地区と、隣接する浦池地区などの23の集落が協定を結び、その面積が257ヘクタールだそうです。これは、阿波市の全耕作面積3,710ヘクタールの約7%に当たると思います。そこに約4,000万円が交付されて、その交付金は、集落内の話し合いにより、実情に合わせて、幅広く活用されているようであります。私は、交付条件がもっと厳しいのかなと想像しておりましたので、話し合い優先なら、答弁にありましたように、水路の掃除、そういったものの一般的なものから鳥獣被害防止など、実情に即したものに有効活用できると思います。

今の制度は、全国の農山村が守られ、主体性を持って動いている、大変すばらしい制度だと思うんですけども、ではその約4,000万円の交付金によって、阿波市の中山間地農業が守られているかと言えば、部長も答えに窮すると思うんですけども、この条件不利を補う頼みの綱とも言える制度ですが、制度があるからといって、安易に考えないでほしいと思います。予算の監視や交付条件というのは厳しくなると思いますので、劇的な成果が見えづらい活動ですので、現状維持に係るコストっていうようなものを中山間を抱える阿波市はしっかりと主張すべきと考えます。

そこで、私なりに中山間地を守る、また維持するということへの提案をさせてもらいたいと思います。中身は、阿波市民に農地の多面的機能ですね、保水であったり、そういった多面的機能を再認識してもらい、国土保全といった観点に立ってもらって、市民1人500円、ワンコインを負担してもらおうというものです。私もそうなんですけど、美しい農村風景、里山を守りたいという人がたくさんいると思いますので、それを徴収というような義務的なものでなくて、募金といったイメージで制度化はできないでしょうか。これ通告しておりませんが、ぜひ見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（江澤信明君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、樫原議員の再問ということで、市民の方に農地の多面的機能を再確認していただき、国土保全といった観点から、市民の方から募金をお願いする仕組み、制度化ということができないかということについてご答弁させていただきます。

まず現在、本市では、市民の方をお願いしております募金の一つに、緑の募金というのがございます。その募金を活用して、毎年小学生を対象に、親子での植樹体験や木工クラフトを開催しております。今年11月にも開催したところであります。この活動は、植樹などを通じて、水源涵養、国土の保全など、多面的機能を有している森林への理解を深め

ていただくだけではなく、植樹体験から見る田畑などの風景が中山間地域そのものであり、募金を活用した植樹体験は、その地域への理解や保全に寄与していると考えております。

議員からご提言いただきました中山間地域の農地を守るため、市民の方から募金をお願いすることの制度化でございますが、これは有効な手段の一つとは考えます。しかし、現在国では、森林の保全のため、森林環境税の導入を検討しており、森林を守ることが中山間地域の農地を守ることにもつながると考えておりますので、今後の国の動向を注視しながら、募金の制度化については研究課題とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 檜原伸君。

○4番（檜原 伸君） 通告をしておりませんでしたけども、阿部部長も薄々は想定されていたようで、慌てることなく、現行の緑の募金であったり、国が検討している森林環境税などが、私の提案したワンコイン寄附制度に近いものと思われる、ただ阿波市版の募金制度化については、国の動向も見ながら研究課題としたいと、誠実に答弁をしていただきました。

これまで見放されてきたと言え、少し語弊がありますが、中山間地農業に目を向けてくれたことに満足しております。今後5年先、10年先を見据えた、阿波市独自の取り組みとして提案をさせていただきました。けがや病気にかかると、病院は診断をして、処方箋を出してくれます。国の処方した中山間地域など直接支払交付金制度は、これは特効薬かどうかわかりませんので、中山間地域活性化に向けた私の処方箋、ぜひ一笑に付さずに、真剣に検討していただくことをお願いして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（江澤信明君） これで4番檜原伸君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

（3番 川人敏男君 早退 午後0時14分）

午後0時14分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（江澤信明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番松永渉君の一般質問を許可いたします。

松永渉君。

○10番（松永 渉君） 10番松永渉、議長の許可を得ましたので、一般質問を始めたいと思います。

まずは、新地方公会計について質問をいたします。

阿波市には、2つの会計があります。今まで行われてきました単式簿記、現金主義の会計と平成22年度の決算から取り組まれています新地方公会計、いわゆる発生主義、複式簿記と企業的会計であります。この会計には2つの目的があります。1点目の目的としては、今までにない、より詳しい行政経営状況、財務状況を市民に公表することによって、行政に対する透明度を高め、市民に理解してもらうことによって、行政に対する市民の信頼度を高めるという目的であります。ただ、この公表について、3点ほど課題があると思います。1点目の課題といたしましては、やっぱり公表時期が遅過ぎます。今ホームページで公表されとんが、平成27年度の財務諸表であります。しかし、この財務諸表、（資料を示す）行政経営に関しては豊富な情報を持っています。なおかつ、皆様方の労力も大変だし、経費もいっぱい入っていると思う。できれば、やっぱり9月議会の決算認定に間に合うように、前の年の分が、より早く公表すべきだと思います。2点目には、この財務諸表、やっぱり企業会計なんで、専門的でわかりにくい。市民にはわかりにくいんで、やっぱりわかりやすい形にしてほしい。一部、市民1人当たり直してなんかっという分使われてますけどね、もっとわかりやすくする。3点目には、皆様自身がこの中に書いているように、この情報ちゅうんは、行政活動の評価情報です。だから、社長である市民がやっぱりより関心を持って、より理解をしてもらえるようなものにしていくべき。他の市でも、この財務諸表の中に、今後の課題なんか入れてます。というのは、この財務諸表の中身、多分一番よく知ってるのは、皆さん方です。だから、バランスシートからこういう課題が見えるので、市民の方どうでしょうかというような、関心を持たれるようなものにしてほしい。

第1問は、この公表に対して、よりわかりやすく、より早く、そしてより関心を持ってもらうように取り組むべきと考えますが、理事者のご意見をいただきたい。

この財務諸表、もう一点、2つ目の目的があります。これは、新地方公会計を使って、行政経営を改善するということでもあります。ただ、私も恥ずかしい話なんですけど、チェック機関としてね、平成22年度から公表されていますけども、今回初めてみました、27年度。だから、分析の仕方とか見方、わかりません。今回の質問は、気づいた点と、

それと今後議会がチェックするとき基準となる点について、基準も一部なんですけど、自分が考えた、それについて質問をします。

この貸借対照表、資産が1,000億円ある。1,000億円っていうん初めて知って、ものすごい金額だなと思いました。それで、ただ大きい金額だけど、どれくらいちゅうんがぴんとこなんだんで、ちょっと自分自身なりに調査とか、調べたりしますと、公共資産約850億円、土地建物ですかね、市が持ってる、評価額、これって阿波市の民間と市民が持っている半分持ってます、阿波市。ということは、阿波市内にある土地建物の評価額で3分の1を阿波市が持っているということだと思います。すごいことだなと思いました。それからちょっと方向を変えて調べてみました。固定資産税で、阿波市が払うたら約8億円ある。それから、法人税等払いませんけど、2億円以上あります。阿波市って、行政経営上いろんな優遇な点があるんだなということで、もう一つ調べたんが借金です。この借金の問題は、どの市民とも対話するとき出てくるんです。阿波市って、200億円以上の借金があって大丈夫なんかな。これは、総会に行っても、何のときでも1人ぐらい出てきます。そのとき答えるのが、行政の借金と市民の皆さんの借金、違うよと。皆さんは、100万円借ったら、100万円と利子を払わないかん。ただし、行政っていうんは、国からの支援、いわゆる交付税措置があるんで、阿波市の場合だったら、100万円借ったら、20万円と利子ぐらいで済むんですよって言ったら、ものすごくおどろきました。そんな借金だったら、何ぼしてもええんじや。これが、個人や民間企業ができるんだったらね。

質問なんですけど、税と借金でも年間30億円以上の優遇措置が行政経営の中にあります。ほかにもいっぱい優遇措置ってあると思うんですけど、これを経営者の皆さんにはどういうふうに行行政経営の中で捉えられているのか。これが、1つの質問であります。

それともう一点は、負債が280億円あります。それで、純資産ですかね、借金を引いた残りの財産が720億円です。280億円っていうのは、今後子どもたち、次世代が担うべき借金です。そして、720億円っていうんは、過去の人、それから現役世代がつくった財産で、この720億円、純資産比率72%、これをどう捉えているのか。これをどっちへ持っていくべきと考えているのか。それから、行政コスト計算書、27年度で考えた場合です、169億円を使って行政サービスを年間やっています、そのうち40%は福祉にかかわる部分。それから受益者負担か、いわゆる利用料や使用料、それが6億円で、比率にして3.6%。この3.6%、受益者負担をどう考えているのか。これを下げるべ

きなんか、上げるべき、どう考えているのか。それと、最も大きい、経営分析するのに、僕なんかは思うんは、どんだけの人件費を使ってどんだけの生産、行政サービスをされているかっていうことはものすごく問題になってきます。それで、阿波市の場合は、30億円で、比率が18%。これについて、どういう考えを持っているのかということで質問をいたします。

○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、松永議員の一般質問の1問目、新地方公会計についての1点目、財務諸表の公表についてから5点目の純資産比率72%までの質問に一括してお答えをさせていただきます。

平成27年度の財務書類4表の公表につきましては、平成28年度中に作成作業を行い、平成29年度中に公表をしたところでございます。

新地方公会計では、総務省より、平成28年度決算分から統一的な基準に基づく財務書類4表を作成した上で、平成29年度中に公表する旨の要請がされており、本年度末までに公表できるよう、現在作業を進めているところであります。作成に当たっては、決算統計等のデータや新たに整備した固定資産台帳のデータを活用しておりますが、財務書類4表の中の一つである連結財務書類の作成に当たっては、一部事務組合等が作成する財務書類なども活用し連結を行うことが必要なことから、平成29年度分の決算の公表時期につきましても、平成30年度内での公表になると考えております。

平成28年度決算分の財務書類4表については、統一的な基準に基づく財務書類の作成初年度であることから、財務書類4表のみをホームページで公表する予定としております。今後においては、職員の分析能力向上のための研修などを重ね、財務書類4表に加えて、市民の方がわかりやすい資料などを作成し、公表するとともに、公表時期についても、できる限り早期に公表ができるよう努めてまいりたいと考えております。

引き続きまして、2点目の税金の免除、交付税措置を行政運営上どう考えているかについてお答えをさせていただきます。

本市では、これまで合併特例債などの交付税措置のある地方債を優先的に活用してきました。これについては、行政経営を健全に行うための手段の一つであり、公債費償還額の一部が普通交付税措置されることを勘案すれば、貴重な財源として欠かせないものであると認識しております。

また、議員ご質問のとおり、民間企業と比較しますと、地方公共団体には税金面での優

遇措置が多くあります。先ほどもご説明をいたしました普通交付税においても、もともとは国税として納税された税金であり、行政経営では無駄にできない財源であります。事業効果や重要度などを総合的に勘案し、財源の重点配分を図り、効果的、効率的な行政経営を推進してまいりたいと考えております。

次に、3点目のご質問、受益者負担3.6%についてであります。平成27年度普通会計行政コスト計算書では、経常行政コストが約169億円に対しまして、経常収益が約6億円となっており、受益者負担率は約3.6%となりました。この負担割合に関しましては、健全な財政運営の観点から、経常収益を確保しながら、経常行政コストを抑制することが理想であるとされており、受益者負担割合について分析などをしていく上でも重要な指標であると考えております。

次に、4点目のご質問、人件費比率18%についてであります。経常行政コストのうち人件費については約31億円となり、率にして約18%となりました。この割合に関しましては、人件費だけを削減するのではなく、人件費以外の行政コストの削減にも努めていく必要があります。今後においても、人件費の割合は20%前後を保持しつつ、経常行政コスト全体を削減することが財政運営では必要と考えております。

次に、5点目のご質問、純資産比率72%についてであります。平成27年度普通会計貸借対照表では、資産合計が約1,005億円のうち純資産合計は約726億円、負債合計は約279億円であり、純資産比率は約72%となっております。純資産比率は、今までの世代の負担割合、負債比率は、将来世代の負担割合であります。平成27年度の貸借対照表は、決算統計資料、健全化判断比率などのデータを活用していることなどを考慮すると適正な比率であり、各資産の変動はあるものの、今後も70%前後で推移する見込みであり、この状況であれば、将来世代の負担は過大でないと考えております。今後におきましても、他の自治体の状況なども参考にしながら、本市の財務書類の分析に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 今、答弁をいただきました。

受益者負担3.6%については、客観的に収入になるし、コスト削減につながるという話です。受益者負担って、皆さんも書かれているとおり、いろんな分析ができると思います。それで、公的負担率が日本の場合50%ですから、受益者負担は、事業によってゼ

ロ%から50%ぐらいになるんだろうなと思う。平均が25%ぐらいかなと思います。受益者負担っていうのは、自分もこだけするから、行政もお願いしますわっていう部分であって、これは自分たちも銭出してやってるから、公共施設なんぞを十分に整備して使う、そういう公共心を育てる部分でもあるし、逆に言えば、公共事業の価値観、負担してもやってもらえるのかどうかっていう部分にもなります。それから、これ多分連結決算になると、さっき言うたように、25%前後に受益者負担って上がってくると思う。やっぱり介護保険とか国保が入ると上がりますんでね、そのときにけがしたり病気したら受益者負担が3割で、カラオケで公民館を借ったら3.6%、受益者負担。そこいらの公共施策に対する価値観も考えていかないかん。受益者負担っていうのを、本当に皆さんが言われるとおり、いろんな分析の仕方があるし、重要な部分だと思っております。

それから、純資産比率72%、70%前後で、それでいいんだろうな、適正だという話です。ただ、家庭的に考えると、この比率って、僕が思うんは、年齢構成比率、今20歳以下が17%ぐらいですね、阿波市の場合、だからほんまは80%目指すべきなんですけど、さっき言うたように、借金の有利なもんがあったり、将来的に投資かけるので、費用対効果さえ考えれば、やっぱり70%が適正な数字かなと思っております。

それから、こっからちょっと再問にかかわってきます。

優遇措置をどう捉えるかっていう部分なんですけど、効果的、効率的に使いますよと、行政経営。ただ、本当に毎年30億円っていう部分は、家庭や民間からすれば、約2割ぐらい全然違うんです、経営負担が。僕が見たいんは、この優遇措置があるがゆえに、行政って甘えたり無駄遣いする側面を持っている。その上に、皆さんもそうですけど、行政サービスって、民間が利益得られんもんじゃから、福祉事業なんか民間が参加できない。費用対効果、利益が出ないもんを行政がやってるっちゃう考え方があるんです、根に。その上、費用っていうんは、必ず税金でわかります。効果っていう部分については、ほとんど抽象的、曖昧。アエルワ利用度が上がって、文化が上昇しましたよという、お金の数字的に置きかえれないですね。だから、そういうことから、民間以上にやっぱり費用対効果を考えて行政運営はしなければならないと思いますが、副市長の見解をお願いいたしたいと思います。

それともう一点は、さっき18%ですか、人件費率20%前後で推移して、全体のコストを下げていきますよという話でした。それでええんだと思います。ほんで、20%前後で、我々議会は1%前後、そういうんが基準になってくるとは思います。ただ、この2

0%っていうんは、正規職員だけなんです。ところが、事業量の169億円っていうんは、臨時の人件費も入っているんです。それから、民間委託した中の人件費もあります。できれば、本当に経営上どんだけの人件費でどんだけの生産をしたかっていうんが問題になるんで、財務諸表の公表の際に、補足資料として、人事の人件費はどれぐらいで、委託の中の人件費はこれぐらいと委託料はどうなんかっていう部分をつけ加えていただけないかという部分について副市長の答弁を求めます。

○議長（江澤信明君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、松永議員の一般質問の新地方公会計についての再問に答弁させていただきます。

市の財務状況を考察しますと、議員も言われましたように、地方公共団体の行政運営の財源というのは、地方税または国税、そして国税による再配分という制度によってほとんどが賄われております。このことにより、市の行政運営に関しましては、地方自治法第2条にうたわれております、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」とされていることをもう一度踏まえ、民間の何倍も費用対効果に留意をしながら、甘えや無駄遣いを許すことなく、そのことを再認識をする必要がございます。

そして、2点目の人件費比率の18%につきましては、これにつきましては、議員もおっしゃられましたとおり、職員給等の人件費でございます。これには、臨時職員の賃金、また経常的な委託料のそれによる人件費というものが含まれておりません。ということで、先ほどの市民に対して公平性、透明性のための公表でございますので、今後それらをどのように反映できるかということを考えながら、市民にわかりやすい補助的な資料が作成できないか調査検討してみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 行政経営で甘えとか無駄が起りやすい原因って、もう一つある。それは、人件費です。民間は、利益で給料を払いますが、行政は税金で人件費もらいます。民間は、利益が上がらないと事業も続けられないし、給料も払えなくなる。ところが、我々は税金で身分保障を十分にされます。その点が、逆に言えば、最少の税金で最大のサービスをつくるところに甘えが出やすいところです。副市長が言われたように、やっぱり再認識して、しっかりとやってほしいなと思います。そのためにも、新地方公会計、

ここの中にはその部分の情報って、行政経営をどうするのかっていう部分の情報っていっぱい入ってますんで、この新地方公会計を活用して、やっぱり公務員の使命である最少の税金で最大の行政サービス効果を上げるために、一層努力することを期待しております。

それでは、次の質問に移ります。

次は、行財政改革についてであります。

行財政改革、簡単に言えば、収入をふやして経費を削減したらいいだけの話です。阿波市も、平成17年度から取り組みが始まりました。第1次集中改革プランでは、平成17年から21年の間5年間で、約40億円の財政効果額を上げています。それが、第2次では、22年から26年の5年間に16億円の財政効果額を上げています。今、行っているのが、27年から21年ですかね、平成20……

(「31年」と呼ぶ者あり)

そうやね。31年までの5年間です。27から31の5年間ですかね。ただ、これ計画額なんですけど、8億円です。27年度実績では、計画額まで行ってません。これだけ効果額が落ちた原因は何なのか。また、その対応をどうしていく。また、毎年財政効果額最低限の設定はあるのか。最低限こんだけを上げないかんよっちゅう設定はあるのか、あるとすればどれぐらいなのか。なければいいですよ。それと、中につきましては、歳入の部分では、やっぱりふるさと納税とか税収、徴収率の向上、これは本当に職員の皆さんの努力の大きな成果だと思っています。ただ、少子・高齢化で人口減少が続いて、地域が破綻するような状況になってきてるときに、やっぱり歳入改革として、みずからが事業を立ち上げて、みずからが利益を生み出すということも考えなければならぬ時期に来ていると思うんで、そういう考えはあるのか、ないのか。それから、人件費、さっきも効果額が急激に落ちてきたんは、やっぱり人件費が一番大きな要因だ。ただし、まだ人口減ります。やっぱり職員削減をどういう計画を持ってやられるのか。それから、ずっと気になってんですけど、内部管理経費が、削減どころか、ずっとふえてきてるんです。この内部の経費削減をどういうふうに対応していくのか。それと、それにもかかわるんですけどね、電子自治体の構築、電子市役所を推進することによって、行政サービスの向上、それと行政経費の削減。行政サービスの向上はわかってるんで要らないんですけど、削減はどのようにされているのか、答弁を求めます。

○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、松永議員の一般質問

の2問目、行政改革についての1点目、財政効果額減少への対応と今後の財政効果額の目標についてから4点目の電子市役所の推進による行政経費削減策までのご質問について、一括してお答えをさせていただきます。

本市の行財政改革につきましては、これまで平成18年3月に策定した行財政改革大綱及び集中改革プランに基づき、職員数の適正化、組織や事務事業の見直しなど、行政全般にわたる改革を推進するとともに、持続可能な財政構造の構築を図ってきたところでございます。平成27年2月に策定した第3次集中改革プランの財政効果計画額と第2次集中改革プランの財政効果額を比較しますと、職員の削減による人件費の削減効果が減少していることで、財政効果額が減少しております。

議員ご質問の効果額の対応及び今後の目標額については、これまでも取り組んでおります組織改革や事務事業の見直しをこれまで以上に推進していくとともに、現在策定中の公共施設個別管理計画に基づき、公共施設等の総量最適化やランニングコストの低減を図っていきたいと考えております。加えて、民間活力の導入についても、現在認定こども園の一部民営化に向け取り組んでおり、これまで指定管理等、民間委託を行ってきた事業以外でも、民にできることは民に任せられるものを洗い出し、さらなる取り組みを推進し、第3次集中改革プランに掲げている目標額を達成できるよう努めてまいります。

また、歳入改革については、新たな事業などによる改革については、現在の計画の中では盛り込まれておりませんが、引き続き税等の徴収強化を図るとともに、ふるさと納税の推進や市有財産の売却等にも取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目の人件費削減計画についてであります。先ほどご説明しましたとおり、職員の削減による人件費の削減効果は減少しております。第3次集中改革プランの計画でも、職員数はこれまでのような大幅な削減は見込めない状況であります。事務事業の見直しなどを推進して適正な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の内部管理経費対策については、議員ご指摘のとおり、平成27年度決算では、新たな行政サービスの提供等の要因により削減効果を上げることができませんでした。今後においては、さらなる組織改革、事務経費などを見直し、これに加えて、本年度中に策定予定である公共施設個別管理計画に基づき、施設の総量最適化を図っていくとともに、電力自由化による安価な電力の導入などを検討し、光熱水費を抑制していくなど、内部管理経費削減に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、4点目の電子市役所の推進による行政経費削減策については、これまで電子申

請・届け出等の実施、内部情報のペーパーレス化、メールを利用した情報発信などに取り組んでまいりました。具体的なものとして、パソコンで閲覧できる庁内掲示板の活用や複合機の導入による複数の課の共同利用などを進めております。今後も、電子化により紙文書にはない情報検索の迅速化、データの再利用性を高め、行政経費の削減に取り組むとともに、電子申請の拡充にも努め、市民の利便性向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 今、答弁いただきました。

公共施設個別管理計画、それからランニングコストを削減していきたいという話であります。

それと、人件費削減については、適正な人事配置ということだ。ただ、人件費については、僕は、よく職員の人が、職員が減って今人が足らんのですよ、人が足らんのよっていう話聞きます。でもね、合併時と比べると、やっぱり働きよる労働者数はものすごいふえとると思うんです。減らした職員さん、それから雇われた臨時さん、それから図書館とか、いろいろのところは指定管理にされて、そこの人件費というんは、指定管理で働きよる人を入れると、本当を言うと、このサービスに取り組んでる人数っていうのは、ものすごくふえてきていると思う、逆に。それとやっぱり、さっきも言われたように、サービスがどんどん多様化して上がっていくもんじゃけん、足らなくなる。適正管理だけではなくて、やっぱり事務の統廃合、要らんものは、事務は全部消していったらいいんですよ。やっぱり一緒のようなもんは統合して減らしていかん限り、いつまでたっても人が足らん足らんちゅう話になると思うんです。

農業なんかでもそうですけど、1人だったら1人分、2人でしたら3人分やという部分、取り組まれていると思うんですけどね、逆に職員さんに担当事務が1人に2つずつ持つとんじゃったら、2人で5つ持たすと。そこで競争性を生ませてとかね、そういう部分も考えていってほしいなと思ってます。

それから、電子自治体のペーパーレス、あれすごいよね。僕、ちょっと話が飛ぶんですけど、今年の夏、高校生の国際フォーラムを見学に行きました。それで、要するに教育格差をどうしてなくすんだという話の中で、教科書のペーパーレス化で、全国で何千億円が浮く、そのうち端末など買う初期投資額だけで、それは3年後で終わってこうなるって、

ええ、高校生がここまで考えるのかなと思うて、我々議員、到底かなわないなという記憶があります。やっぱりペーパーレス化とか、最先端技術を取り入れたときに、その投資に対するサービスが上がるんは当たり前なことなんじゃけど、コスト削減というもんをしっかりと考えていってほしいなと思ってます。

それでは、再問のほうに入りたいと思います。

ここで一番僕心配する分、さっきの答弁でもありました、民間活用の導入についても、民にできることは民にやっていくと。確かに、それで経費削減できている部分はありません。ただ、これって逆に言えば、行政よりも民間が少ない税金でより大きなサービスをつくり出すっていうことですよ。さっきの質問で話したように、ものすごく行政経営上優遇されており、なおかつ身分保障もされているのに、我々の本業が民間にかなわなんっていう、とり方によればです。今、民にできることは民にじゃなくて、行政ができないけん民間にお願いしてるというところがあります。やっぱり民間委託、外へ出すのはいいです。でも、この民間活力っていう部分を内部活用しないとだめだと思います。民間活力の内部活用を市長はどのようにされるのか。

それと同時に、民間活用って何でしょうか。僕は思うんは、利益を追求する力やと思う。民間は、利益がなかったら、さっきも言うたように、事業は続けられない、給料を上げることができないっていうんで、じゃあ行政の中で利益に近い部分、民間の、それは何かと考えたら、僕は財政効果額やと。だから、ここを公表させるべきでやらないとだめだと。それで、27年の財政実質収支、5億円ぐらいあります。それから、新地方公会計による純資産、財産がふえた分、11億円ある。ここじゃないと思う。財政効果額をどうすんなってという話が、内部での民間活力だと、私は思ってます。この2つですね、財政効果額をどう上げるのか、内部活用をどうするんだという部分について、市長の見解を聞かせてください。

○議長（江澤信明君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 松永議員の行政改革について、民間活力の内部活用及び財政効果額の向上についてどう取り組むのかということの再問について答弁をさせていただきます。

第3次阿波市行財政改革大綱、第3次阿波市集中改革プランでは、民間の技術力、資金力の活用について明記をしています。本市におきましても、過去、図書館や放課後児童クラブ、それらの指定管理者制度の導入や学校給食調理業務の民間委託、さらには養護老人

ホーム吉田荘、それから久勝保育所の民営化など、より効果的、効率的に目標を達成できるようなものについては、積極的に民間活力の導入を図っているところでございます。今後についても、その方針には変わりはありません。

民間活力の内部活用については、これまで事務事業評価や人事評価などの制度を導入しまして、行政コストの縮減に取り組んでまいりました。今後におきましても、多様化、高度化する市民ニーズや少子・高齢化社会の到来など、多岐にわたる行政課題に対応していくために、民間の持つ効率的で効果的な業務遂行機能などのノウハウを本市の業務に取り入れることで、どれだけの効果が上がるのかなど、財政効果の向上につながる民間活力の導入についての検討を引き続き行っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 民間活力の内部導入、既に本当に言われたとおり、進んでますよね。新地方公会計もそうだし、事務事業評価、人事評価もあります。ただ問題は、さっきの新地方公会計でもそうやけど、7年たっている。そんで、制度は決まってない。普通なら、10年たったら、昔ですよ。だから、本当に人事評価もほうやけど、制度を入れるまでに二、三年で入れて、本当はその目的の成果、成果を後やっていくべきなのに、制度導入にばかり時間かかって、それが10年たてば古くなってしまいうついうようなところがありますんでね、本当に事務事業評価なんて外部活力の導入になるのに、外部評価員入れてませんよね。自分たちだけでやっています。そういうところも改善して、やってほしいなと思ひます。

最少の税金で最大の行政サービスをすることは、公務員の使命です。使命を全うするには、民間活力の内部活用、新地方公会計、事業評価、人事評価を活用して、行政の利益、財政効果額を向上させることだと思ひますので、財政効果額の向上に取り組みを強化することを要望しておきます。

最後に、職員派遣について質問をいたします。

公的法人等への職員派遣については、前回の9月議会に公的法人等への職員派遣の条例が改正されまして、再任用職員の派遣が可能となりました。現在、阿波市社会福祉協議会へ職員派遣されてます。僕、聞いてびっくりしたことが2つあります。1つは、公益法人へ派遣されたのが、合併以来初めてだと。それと、阿波市が給料を払って社協で働いても

らうという。たしか、この上の法律って、基本は地方自治体が給料を出さないよってというのが基本になってます。ただし、ただし書きの中の6の2条に、出せんこともない、出すこともできるって。ただ、自分の感覚で条例を賛成したところからいうと、ここはものすごく欺瞞なんです。この内容について質問をいたしたいと思います。

この職員派遣の目的は何なのか。それから、手法はどうなのか。それから、成果は何を目指しているのか。財源はどのように、一般財源なのか、何の財源なのか、どのくらいの財源を使うのか。費用対効果、財源対効果額をどのように見積もっておるのか。それと同じような阿波市内の公益的法人に対する公正公平性をどう確保されるのか。優秀な職員をただでくれたら、ほんま福祉法人喜ぶますよ。そんなん特例中の特例でっせ。だって、保育事業にしろ、介護関係の社会福祉法人にしろ、やっぱり給料って、行政一般職の半分ですわ。給料が安い上に人手不足なんで、困ってるとこいっぱいあるんです。それで、地域福祉を担うNPOとか、そういう団体になってくると、公益事業って何かっていうと、そもそも社会に必要な事業に賛同した人々がみずからの資金と労力をしてその事業を進めるちゅうんが始まりになってんで、NPO法人なんか、事務経費なんて絶対ついてこないです。経費はくれるんですよ。人件費のない経費はくれる。ただ、社協ねえ、8,600万円の人件費をうっているんです、今ね。我々がないから、要するに企画立案、事業の立ち上げ、財務書類、給料計算、それからいろんな行政から委託受けりゃあ、行政への報告、これ全部みずからボランティアでやってます。それと、退職された人たちに助けてもらってるとこもいっぱいあります。それから考えて、これ公正公平性、どう担保されるのかという点についても答弁を願います。

○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、松永議員の一般質問の3問目、職員派遣についての1点目の目的、手法、成果についてと2点目の財源、費用対効果、公正公平性の担保について順次答弁させていただきます。

松永議員からご質問いただいた公益的法人への職員派遣については、本年10月1日より阿波市社会福祉協議会へ派遣しております。阿波市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人であり、市が担う福祉行政サービスの事務事業と密接な関連を有する業務を担う団体であることから、派遣職員はその業務に専ら従事し、公共の福祉増進に資することを目的としております。

手法につきましては、社会福祉協議会からの派遣申請を受け、派遣する職員の身分、服

務、給与等に関する協定を締結した上で、福祉分野に精通していることはもとより、知識や行政経験が豊富な再任用職員の派遣を行っております。

成果及び効果につきましては、これまでの行政経験を生かし、介護保険事業や障害福祉サービス事業、さらには放課後児童クラブの管理運営など幅広く携わり、地域福祉の牽引役として従事し、福祉行政サービスの向上を図るとともに、本市との密接な連携強化に期待しているところであります。

また、財源については、市は一般財源で、市と社会福祉協議会の負担割合は約8対2の負担割合となります。

また、この職員派遣については、地域福祉の牽引役として、福祉行政サービスの向上を図り、市との連携強化を期待するものであり、その効果を数値化する手法の検討も含め、お示しすることは難しいと考えております。

公正公平性については、公益的法人等への一般職員の派遣に関する法律や条例に基づき派遣を行っており、公共の福祉の増進に資することを目的とした人事交流としては、均衡は保たれているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） このごろちょっと耳が聞こえにくいところあるので、ちょっとお伺いしたいんですけど、公正公平という部分で、2対8で負担しているから保たれるというようなことを言われたんですかね。社協が負担しているから公正公平性は担保されてるってというような答弁だったんですかね。ちょっと聞き逃したんですけど、それでいいんですかね。言っていないですか。

（企画総務部長後藤 啓君「いや……」と呼ぶ）

言っているか、言っていないかだけで結構です。

（企画総務部長後藤 啓君「言ってます」と呼ぶ）

はい、わかりました。

公正公平が担保されるということは、逆に言えば、2割出せば、ほかの公益法人等にも、申請があれば、頼まれれば派遣できるということなのかどうか、それを再問の次の答弁のときをお願いしたいんです。負担割合がそれだったら、sonだけ負担すれば、ほかの福祉法人も、優秀な再任用、地域福祉にかかわってる公益法人だったら派遣してもらえるのかっていうところであります。

それで、答弁漏れは、財源全体がわかりません。財源全体がわからんっていうことは、要するに効果額がわかりません。質問の中には、財源はどれぐらいなんだ、財源の種類はどうなんだ、財源に対する効果はどう見積もっているのかっていう質問です。せやけん、これは答弁漏れになる。だから、次の再問のときに入れてください。

僕は、そこからどれぐらいの成果を上げないかんか、今までの質問の流れがそうなんです。この効果がわかりにくいから、効果を知りたいというところの質問をしてんで、それは再問のとき、きちっと答えてください。

それから、今本当に国でも財団法人とか天下りがあって、不適切な支援が行われて、規制改革とか制度改革をやってる最中です。これが本当に天下り的な派遣でないっていうんを証明するために、より確かな計画とスピード感を持った成果、こんなうやむやな財源さえわからんようなもんだったら、天下りと言われたってしゃあないです、ほんまに。そういう計画があるのかどうか、再問いたします。

濟いません。それと、さっき成果の中で、やっぱり介護事業、それから障害者福祉事業、それから放課後児童クラブ、だからそこらに対する目的が福祉の向上なんで、向上策の計画、今社協がしよるように、どれだけ派遣したことによって向上させるのか、その計画を教えてください。

○議長（江澤信明君） 木具政策監。

○政策監（木具 恵君） ただいま議長の許可をいただきましたので、松永議員の社会福祉協議会の職員の派遣につきまして再問何点かいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、財源ということで、種類ではなくって、質問自体が、ちょっと私の解釈違いかもしれませんが、財源といたしましては一般財源、2割に対しましては社会福祉協議会のほうで持っていていただいていると。その額をお示しするというのは、考えようによっては、個人の所得をお示しするような形になるので、そこは少し答弁のほうは差し控えさせていただきます。

（10番松永 涉君「個人情報」と呼ぶ）

というふうに考えております。

それと、まず先ほど法律の面からのお話もいただいておりますので、ちょっと法律のほうも読ませさせていただきます。なお、その法律自体が原文を……

（10番松永 涉君「法律の質問はしてません」と呼ぶ）

その効果の部分に関連するところで、少し読まさせていただきます。原文そのまま読むと、なかなか伝わりにくい部分がございますので、趣旨を変えないように、少し省略して読まさせていただきます。

今から紹介させていただきます法律は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、先ほどご紹介いただきました第6条の第2項の中で、読まさせていただきます、派遣職員が派遣先団体において従事する業務が、地方公共団体の委託を受けて行う業務、共同して行う業務、地方公共団体の事業を補完し、支援すると認められている業務、その実施により地方公共団体の事業の効率的、効果的な実施が図られると認められる場合、この場合に対して、派遣職員に対しまして、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより給料を支給することができるようになっていきます。要するに、今回派遣した職員には、市の事業の、先ほど議員からもご指摘ございましたように、多くの補助金行ってございますので、そういった部分で、事業の効率性、効果的な実施、これを図るために、それに対して給料を出すのはオーケーだというふうな、これが法の解釈でございます。

そこで、まず条例を策定するに当たりまして、先ほど議員からご説明いただいたように、今回再任用職員の派遣というのは、市にとっても初めてのことでございますので、慎重に検討のほうをさせていただきました。その中で、他市のほかの自治体の条例も参考にさせていただいたところ、やはり内容の書き方に多少の違いがあるということがありましたので、県のほうに照会もかけ、また県を通じて総務省のほうにも照会もかけていただきまして、その中で、派遣職員に対しましては、その期間中、給与、扶養手当、住居手当及び期末手当の100分の100以内を支給することができるということで、再任用職員の派遣に対しまして議会の承認もいただいて、9月に制定させていただいております。

先ほども、具体的な効果として数字のほうをまだ掲げるまでには行ってございませんが、法の趣旨にのっとり、市の事業、これは法律で効果的に発現されるように、そういったところを求めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(10番松永 渉君「答弁漏れ」と呼ぶ)

○議長（江澤信明君） 小休いたします。

午後2時14分 休憩

午後2時17分 再開

○議長（江澤信明君） それでは、再開いたします。

後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 松永議員の再問についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

先ほど、政策監のほうからも、6条の2項の説明をさせていただきました。それにより、市から業務の委託をしているのが社会福祉協議会ということで、そこには職員派遣ができるということであります。その他の法人に關しまして市のほうからはしておりませんので、他の法人に対しては派遣はできないというようなところがございます。

それと、派遣したところの計画でございますが、今のところそういった計画については作成はできておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（江澤信明君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 個人情報なんですか。公共の人間が、財源を持っていて、そこで公共福祉の増進にかかわるとき、これって個人情報なんですか。例えば、市民って社長ですよ。社長が社員に給料何ぼ打って、こんな仕事をせえって、社長が知るんは当たり前のことやと、僕思うんやけどね。これ個人情報で、職員が仕事しよるのにどんだけの財源を使うて、どんだけ効果上げてるんやというんを知らせんやというんは、もってのほかやと僕思ひますよ、ほんま。それこそ、何隠しとんなちゅう話になります。それは、僕は間違いだと思ひてます。

それと、正直言うて、僕は初めて、ここの社協ですか、決算見せてもらひました。――  
――。――、――、――、――  
――。――、――。――、――  
――、――。――、――  
――。――、――。――、――  
――、――。――、――、――、――  
――、――。――、――、――、――  
――。――。――  
――、――、――。――、――  
――。――、――、――。――  
――、――、――、――  
――、――、――。



00万円以上の効果を出さないかと思う。それから、本来のこの法律の目的からいうと、社協がしよるよりも、公共の福祉の増加分を300万円はしないけないって命令します。でも、僕命令できません。命令できるのは、市長だけです。私は一議員でありますので、指摘しておきます。

今回の質問、全てそうなんですけど、行政経営は、本当に市民の大切な税金によって優遇され、身分保障されています。だから、民間に負けないように、最少の経費で最大の効果を生み出すことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（江澤信明君） これで10番松永渉君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時26分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（江澤信明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番樫原賢二君の一般質問を許可いたします。

樫原賢二君。

○12番（樫原賢二君） ただいま議長の許可をいただきましたので、12番樫原賢二、一般質問をさせていただくわけですが、平成29年、今年もあと20日余りで終わるわけですが、今節は、大きく分けまして、3点の質問をいたします。阿波病院との連携強化についてと台風等の対策について、また阿波市内の堤外に放出する樋門及び排水機場に音声告知機設置要望についてと、大枠に分けて3つの質問をさせていただきます。

まず、1点目の阿波病院との連携強化についてでございますが、JA徳島厚生連阿波病院事務長より内容を詳しく聞かせていただきました。まず1点目に、設立は昭和23年に設立され、本館が昭和41年に開設され、耐震がないということでございます。また、新館が昭和53年に開設し、これもまた耐震がないということでございます。また、透析棟は平成4年に開設いたしまして、耐震があるということでございます。また、手術室につきましても平成9年に開設し、耐震がございましてということでございます。阿波病院の主な内容につきましては、回復期が主たる病院でございましてということでございます。また、緊急の告示医療機関でもございましてということでございます。また、災害医療支援病院の以上の内容ということでございます。

続きまして、診療科目は8科目ございまして、内科、小児科、外科、整形外科、耳鼻科、眼科、泌尿科、透析でございます、放射線科でございます。1日の外来利用者の内訳といたしまして、28年度が9月末現在で実績といたしまして1日240人強、29年度9月末現在で1日約240人弱ということでございます。腎センター、いわゆる透析棟でございますが、約90名の方がご利用されておるように説明がございました。透析利用者数のうち、約70%が阿波市民ということでございます。

また、一般病棟数は133床と、ベッド数でございます。うち開放型病棟が5床でございます。地域包括ケア病床が58床ということでございます。また、28年9月末実績で約70名、29年度末で80名と増加しておるのが現状という説明をいただきました。

職員数につきましては、内訳といたしまして、内科医が4名、小児科医が1名、整形外科医が1名、外科医が1名、放射線科医が1名、計8名ということでございます。また、看護師、看護婦さんでございますが、67名ということで、事務職その他で39名、以上のスタッフで阿波市民の病気やいろいろな緊急治療に対応していただいております。

そこで、本館が昭和41年開設によりまして、開設以来51年の年月がたっておるわけでございます。また、新館につきましても、53年に開放でございますので、39年の年月がたっておるわけでございます。

以上、2つの施設の説明をいたしました。

阿波市では、なくてはならない総合医療病院でありますので、市としての考えをお聞かせいただきたいということでございます。

また続きまして、通告してございますように、吉野川医療センターとの連携について、これも相あわせて質問をいたします。

まず、吉野川医療センターとの連携についてでございますが、総事業費が82億円でございまして、吉野川市からの補助が、分娩関係、進入路の関係で2億7,300万円、国、県が8億6,300万円、開設日が平成27年5月でございます。

そこで、阿波病院は、現在吉野川医療センターとの連携により、回復期、リハビリ期、透析等の受け入れ、訪問介護の積極的な取り組み、農村健康管理センターと共同で人間ドックや診断などを実施し、阿波市民の地域医療に貢献させていただいております。吉野川医療センターとの連携協力、医療治療の役割分担、医師等スタッフ相互協力を一層深めることにより、こうした課題解決に取り組んでいきたいということで

ございます。現在、厚生連では、吉野川医療センターでの改築に続き、阿南医療センターの建設に取りかかっており、十分検討しつつ、阿波病院への対応についてどのような方策が取り入れられるのか、検討してまいりたいというようなお答えをいただいております。

以上、1点、2点を十分に含んでいただきまして、過去のように、ある日突然、今現在立ち枯れと言うたらいけません、土成町にある旧阿北高校が現在野ざらし状態になっておるのが現状でございます。また、警察も統合されて、本部が吉野川市のほうへ行っておると。ますますこれ阿波市としても市民から強く抗議をいただいておりますが、もう少し阿波市にも立派な施設を残してもらいたい、すなわち安心して医療ができるように、阿波病院の今後の市民が安心できるようにお願いしたいというようなお声がございます、今回質問をさせていただいた次第でございます。

1番、2番につきましては担当部長に、また3番目につきましては、今後の市の取り組み方針については町田副市長にご答弁をいただき、答弁内容によりまして再質問いたしますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（江澤信明君） 安丸健康福祉部長。

○健康福祉部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、樫原賢二議員の一般質問、阿波病院との連携強化について2点ご質問をいただいております。一括してお答えを申し上げます。

本市には、阿波病院を含め40を超える医療機関があり、日々市民の健康保持のため医療活動にご尽力をいただいております。中でも阿波病院は、中核的医療機関として、市内唯一の救急告示医療機関として、また災害時には災害拠点病院を支援する災害医療支援病院として、さらには阿波市医師会や吉野川医療センター等と連携した回復期、リハビリ期、透析患者の受け入れ機関として、日夜積極的な取り組みをいただいております。

阿波病院の診療科目は、先ほど議員のご質問の中でご紹介いただきましたように、内科、小児科、外科、整形外科、耳鼻科、眼科、泌尿器科、放射線科の8科を有し、本年9月末の実績では、1日の外来の利用者数が約240人、腎センターでは1日約90人の透析利用者がおられます。また、入院患者は約80人であり、これらの患者の約70%が阿波市民でございます。阿波病院の常勤職員数は、医師が8名、看護師が67名、その他職員が36名の計111名となっております。また、県内の医療機関全般に言えることではございますけれども、阿波病院におきましても医師不足が顕著な状況となっております。

す。一般病床は133床を有し、急性期治療を経過し、病症が安定した患者に対して、在宅や介護施設への復帰支援に向けた治療や、在宅での療養に不安があり、もう少しの入院治療で社会復帰ができる患者のための地域包括ケア病床として58床充てられております。また、5床につきましては、かかりつけ医の医療連携により、患者の治療を行う開放型病床として充てられております。残りの病床につきましては、症状、兆候の発現が急激で、生命の危機状態にあり、全身管理を必要な時期などのための急性期病床等となっております。健診面におきましても、阿波病院は、隣接する農村健康管理センターとともに、人間ドックや健康診断等を行うなど、予防医療の推進にも貢献をいただいております、まさに本市にとりましては、なくてはならない拠点病院の一つであると考えております。

一方、吉野川市にあります吉野川医療センターは、病床数が290床を有し、全て急性期病床となっております。診療科目につきましては、産婦人科を初め、多岐にわたっており、常勤医師数は約40名でございます。吉野川医療センターは、290床全てが急性期病床であることから、急性期の治療を終えた患者は、回復期治療に当たる医療機関への転院や在宅での療養を行うことになり、患者にとりましては、同じJA徳島厚生連の阿波病院との連携治療は大変重要なものとなっております。さらに、日ごろの医師派遣におきましても、相互連携が行われていると聞いてございます。

今後におきましては、市民に対する質の高い、安定した地域医療体制の拠点病院を確保するという観点からも、建物に対する、議員ご指摘の点も踏まえ、市といたしましては、JA徳島厚生連、国、県とも連携を図りながら、支援のあり方についてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、樫原賢二議員の1問目の阿波病院の連携強化の3点目、阿波市の今後の取り組み方針について答弁させていただきます。

阿波病院は、樫原議員ご指摘のとおり、本市にとりまして、なくてはならない医療機関でございます。そのために、これまでも本市の拠点病院であります阿波病院につきましては、JA徳島厚生連と情報交換を行ってまいりました。阿波病院の課題につきましては、先月協議させていただいたところ、吉野川医療センターの改築に引き続き、現在阿南医療センターの改築を行っており、阿南医療センターの開院後に、阿波病院への対応について

どのような方策があるか検討してまいりたいということでございました。

また、阿波病院は、J A徳島厚生連が経営する病院ではありますが、現在医師不足や施設の老朽化など、幾つかの課題を抱えており、市民が安心して治療を行うための施設としていただくには、国、県を含めた総合的な支援が必要でございます。

本市といたしましては、J A徳島厚生連、国、県と連携しながら、阿波病院の利用状況や阿波市医師会との医療連携等を総合的に判断し、今後阿波病院のグランドデザインが示されましたら、そのグランドデザインに基づき、市議会に説明、協議をさせていただきながら、支援のあり方についてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 檜原賢二君。

○12番（檜原賢二君） ただいま安丸部長、また町田副市長から、阿波市のために力強いご答弁をいただきました。

また、念のために、実は阿波病院の内容、いわゆる土地の面積、建物の面積等々、ちょっと説明させていただきます。それとまた、吉野川医療センターと、議長にも通告をいたしました、追加でございますが、阿南医療センターとの内容も少し説明させていただきます。

まず、阿波病院につきましては、ベッド数は133でございます。また、延べ床面積が8,823.97平方メートルでございます。また、敷地面積におかれましては、1万8,655.17平方でございます。うち、借地が7,880平方メートルでございます。また、駐車台数につきましては、患者用が162名でございます。先ほど、お医者さんの数につきましては、説明したとおりでございます。また、開設も説明したとおりでございます。

続きまして、吉野川医療センターでございますが、これは平成27年5月に開設をされております。そこで、総事業費が82億円、国、県の補助が8億6,300万円、市補助等が2億7,300万円、分娩関係、進入路関係で2億7,300万円、それが市からの補助でございます。また、敷地につきましては、吉野川市から無償提供ということでございます。延べ床面積は2万4,000平米でございます。敷地面積は3万5,000平米で、患者用の駐車台数が320台と。建物につきましては、鉄筋コンクリート7階建て、免震ということでございます。常勤の医師数は約40名、総スタッフ数が450名というような状況でございます。

また、先ほど私が言いましたように、阿南医療センターは、開設が平成31年春の予定ということで、総予定金額が105億円ということでございます。また、国、県よりの補助を受ける予定だが、建設中につき、確定はまだできておりませんということでございます。市からの補助金につきましては、41億円を上限とするように聞きました。敷地につきましては自己所有、JA徳島厚生連ということでございます。ベッド数につきましては398ということでございます。延べ面積は3万3,000平米、それと敷地面積は2万平米と。それと、駐車台数につきましては310台程度ということでございます。鉄筋6階建て、免震ということでございます。常勤医師につきましては50名ということでございます。総スタッフは600名ということで、31年春の開設ということでお聞きしました。

そういうことで、当阿波市にある総合病院、阿波病院も、吉野川市、また阿南市に続いて、阿波市も、今後すばらしい施設を、厚生連のほうから申し出るのが筋でございますが、吉野川市におかれましては、先ほど説明したように、昔の遊園地を無償提供されたというような経緯がございますし、また莫大な補助も出しておるので、阿波市といたしましても、阿波市民はもとより、地域性を勘案していただきまして、積極的に取り組んでくれることを心からお願いいたしまして、阿波病院との1の項につきましては、これで結構でございます。すばらしいご答弁いただきました、どうも。

続きまして、通告してございますように、台風等の対策について、鶯谷樋門の排水能力向上についての質問をさせていただきます。

まず、鶯谷の排水能力向上についてでございますが、過去に、現議長、江澤議長が厳しく質問をいたしまして、排水パイプの埋設問題を解決したんでございますが、解決内容といたしましては、竣工が平成27年6月5日に完成をしておるわけでございますけれども、これからご説明いたしますが、何分排水パイプが埋設ができなかった理由を聞かせていただきます。

平成29年10月21日から10月23日の間に、全市に10月21日10時17分より大雨警報が発令され、分刻みで警報が発令されました。特に、鶯谷に排水ポンプ車を、吉野川市鴨島町にあるんですが、国土交通省より大型の排水ポンプ車、水中ポンプを5台を据えておるポンプ車を派遣していただいたわけですが、10月22日12時10分に国交省にポンプ車の依頼をしましたが、3時間余りもたもたしている間に、水位がどんどんどんどん上がってしもうて、10月22日20時30分に避難指示が発令されました。地

元の市民より、この問題は天災でなしに人災でないのかという強い抗議がございまして、本日質問をさせていただいておるんですが、5台分を排水溝に埋設されるわけですが、なぜ1台分を埋設できなかったのか、説明を願います。

なお、この1台分、5台がフルに回転しときゃあ、別に10月22日8時30分に避難指示のこともなかったんでなかろうかと、こういうようなお声もございまして。十分私がただいま質問した内容を精査して、力強いご答弁をお願い申し上げます。

○議長（江澤信明君） 大野建設部長。

○建設部長（大野芳行君） 議長の許可をいただきましたので、樫原賢二議員の一般質問2問目、台風時の対策について、鶯谷樋門の排水能力向上についてお答えさせていただきます。

近年、台風の襲来や異常気象がもたらしたゲリラ豪雨などにより、河川に設置された排水ポンプ施設の排水能力を超えた豪雨が頻発し、吉野川の水位上昇に伴う樋門閉鎖などの影響で、住宅や農地、道路等の浸水被害が頻繁に発生しております。本市におきましては、浸水被害の発生が持続される場合には、国土交通省上板出張所に排水ポンプ車の配備を要請しています。特に、排水機場が整備されていない市場町の大野島地区を流れる鶯谷川につきましては、吉野川の水位上昇により、大雨のたびに浸水被害が発生しており、排水ポンプ車による強制排水が重要な手段となっております。しかしながら、排水ポンプ車を配備しますと、排水時に用いるホースが道路を横断するため、車両等の通行ができなくなる弊害も発生しており、平成26年8月の台風11号が襲来したときには、周辺の市道が冠水したことも重なって、大野島地区が一時孤立状態に陥りました。このような状況を踏まえ、鶯谷川樋門周辺の避難経路の確保及び県道香美吉野線の通行どめを回避するための対策について、河川を管理する国土交通省、また県道を管理する徳島県と協議検討を重ね、平成27年6月に道路内に排水ホースを最大5本通すことが可能な横断溝を設ける工事を施工し、万一の事態に備える体制を整えました。本年の10月22日から23日にかけて襲来した台風21号により、横断溝完成後初めて排水ポンプ車の配備が必要となり、この横断溝を使用しての排水作業を行いました。議員ご指摘のとおり、排水ホースが4本しか設置できず、また設営が初めてのこともあり、排水作業着手までに長期の時間を要する事態を招きました。本市としましても、今回の事態を重く受けとめ、早期に国土交通省及びポンプ車配備を請け負っている建設業者、市において、改善についての対策協議を行い、現場での設置手順等の再確認を実施し、次回の配備が万全に取り組めるよう、体制

整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 檜原賢二君。

○12番（檜原賢二君） ただいま大野部長からは、詳しくご答弁をいただきました。

大野島地区の方々は、非常に鶯谷のウエートが高うございまして、ここが排水できない場合は、伊月地区に水がどんどんあふれて流れていくのが現状でございます。

そういうことで、鶯谷につきましては、歴史がございます。今は亡き湊県議、また地元太田米八さんというお方もおられまして、また今現在管理しておる阿部さんのお父さんも、この鶯谷の設置には連日連夜苦勞された谷でございます。そういうことで、歴史ある鶯谷の樋門については、私も通るたびに、また見るたびに、手を合わせて通っておるのが現状でございます。どうぞ、今後市としては、先ほど大野部長が答弁されたように、まだ初めてのことじゃということですが、もしこれがもう少し雨でも降ったことなら、床上はもとより、避難はまた前回同様というようなことがありますので、ぜひ早急にこの問題を国交省と話をしていただいて、安心できるよう心からお願い申し上げて、この項につきましては、これで結構でございます。

続いてのほうに移らせていただきます。

3番目でございますが、阿波市内の堤外に放出する樋門及び排水機場に音声告知機設置要望についてということでございます。

この項につきましても、鶯谷を管理しておる方から陸の孤島だと、陸の孤島というのは、雨が降れば振るほど、情報も入らず、ただただ恐ろしさが時間増すごとに増してくるということで、ぜひ音声告知機をお願いしたいと、そういうふうな声があったわけでございます。

そこで、調べましたところ、まず1、国土交通省が所有し、市へ業務委託されている10施設がございます。また、2番目には、国土交通省から移管を受け、直接管理している7施設がございます。また、国土交通省であり、県が業務委託を受けている7施設の合計24施設への音声告知機の設置要望があるわけでございます。

そこで、この管理者に聞きましたところ、2カ所ほどは告知機はついておるんですが、あとは全然ついてないということでございます。操作いかんによりまして、指一本で動くんですが、この施設によりまして、阿波市民は安心・安全、財産も守れるというようなことでございます。

そこで、音声告知機の設置要望、特に詳しく設置場所、それと住所は結構ですけれども、吉野町に何カ所、市場町に何カ所、阿波町に何カ所と、せめて水門等の名前も相あわせてご説明を願ったらと、こういうことで、この項につきましては、答弁は担当部長、それと副市長には、私が今質問した内容も精査していただいて、早急にこの問題が解決をできるように、ひとつ力強いご答弁をお願いしたらと、こういうことで、よろしくお願い申し上げます。

○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、樫原賢二議員の一般質問の3問目、阿波市内の堤外に放出する樋門及び排水機場に音声告知機設置要望について答弁させていただきます。

阿波市内においても、台風やゲリラ豪雨などにより大量の降雨があった場合、市内の各河川からそれぞれの樋門などを通し吉野川へ排水をしております。また、樋門を設置している河川では、吉野川の水位が市内の各河川より上昇した場合、その樋門を閉鎖し、排水機場または排水ポンプ車において吉野川へ排水をしております。

議員ご発言のとおり、阿波市には樋門と排水機場を合わせて24の施設があり、旧町ごとの施設としましては、吉野町には樋門が2つ、柿原樋門と熊谷樋門、排水機場が2つ、蛇池川排水機場と熊谷川排水機場、市場町には樋門が6カ所、指谷樋門、伊月樋門、柿ノ木樋門、鶯谷樋門、市場谷樋門、香美第2、第3樋門、排水機場が2つで、指谷川排水機場、柿ノ木谷川排水機場、計8カ所あります。阿波町には、樋門が7カ所ございます、谷島樋門、本村樋門、西原樋門、川久保樋門、五明樋門、西林樋門、切戸樋門。排水機場につきましては、5カ所ございます、伊沢田排水機場、中ノ坪排水機場、五明谷排水機場、西林排水機場、中川原排水機場の計12カ所でございます。市内全体では、樋門が15カ所、排水機場が9カ所となっており、その24カ所のうち、管理人が管理している施設としては、14の樋門並びに9つの排水機場、合わせて23の施設があります。また、それぞれの樋門並びに排水機場の管理体制の中で、台風などの水害発生時には、管理人がその都度配備され、災害現場の最前線で業務に当たられておられます。

音声告知機が設置されることにより、水害時には、各家庭で放送されている内容と同様の放送が施設内でも流れるようになり、緊急放送であります避難準備情報や避難勧告、またそれらの解除情報など、樋門管理の目安や危機及び安全管理にもつながると考えております。このことから、議員ご指摘のとおり、国土交通省から移管を受けている施設、市が

直接管理している施設、国土交通省管理であって県が業務委託を受けている施設の全ての排水機場に音声告知機の設置が望ましいと考えております。また、先ほどご説明申し上げましたように、災害現場において市民の生命と財産を守るため、管理人の方々には、有事の際は、昼夜なく大変な作業を行っていただいております、管理人ご本人の命を守るためにも、河川情報の迅速な把握に関し、情報伝達ツールの一つである音声告知機の設置は極めて重要であると考えております。これらのことから、樋門、排水機場を所管しております関係各機関とも協議を行いながら、早期に阿波市内全排水機場の音声告知機の設置に向け検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、樫原賢二議員の一般質問の3問目、阿波市内の堤外に放出する樋門及び排水機場に音声告知機設置要望について答弁させていただきます。

議員の言われるように、音声告知機設置の課題につきましては、災害時の市民の安全・安心の観点から非常に重要であると受けとめております。ただいま企画総務部長から答弁申し上げましたように、早急に国土交通省徳島河川国道事務所を初めとする、関係各機関と協議をしながら、水防法や河川法に基づきまして、排水機場の音声告知の早期設置に向けて迅速な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 樫原賢二君。

○12番（樫原賢二君） ただいま後藤部長、それから町田副市長からは、早急に音声告知機を設置をしてくれるというように理解をすることができました。これで、管理をしておられる方々は、陸の孤島から抜け出せるわけでございます。というのは、へたしよったら、我がの命までが危なくなるようなときが、これからもたびたびあると思います。というのは、吉野川の水は、非常にゲリラ豪雨といいまして、池田の水資源公団、早明浦ダム、この前もある県会議員が早明浦ダムの管理体制をもっと強化せよというような質問をしておった県議会議員がおりました。私も同様でございます、昨今これから長きにわたり、延々と安心して住み続けられる阿波市民のために、この問題もほっておくわけにいかないと思います。今後とも、先ほどご答弁いただいた後藤部長、また町田副市長の力強い

答弁で、市民もさぞ安心するであろうと、私はそう思うわけでございます。

本日はこれをもって私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。  
た。

○議長（江澤信明君） これで12番榎原賢二君の一般質問が終了いたしました。

榎原賢二君の発言の中で不相当と思われる部分がありますので、また後ほど議員と調整  
しまして、会議録を調製させていただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

午後3時23分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（江澤信明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番木村松雄君の一般質問を許可いたします。

木村松雄君。

○13番（木村松雄君） ただいま議長の許可をいただきましたので、13番木村松雄、  
第4回阿波市議会定例会においての一般質問を始めたいと思います。

今年も、はや師走に入り、今日が7日でございます、あと24日で新年を迎える、そ  
んな中での本定例会でございます。質問も、私で10番目となり、本日の最終となりまし  
た。皆さん方には大変お疲れのこととは思いますが、いましばらくのお時間の猶予をいた  
だきたいと思っております。

今回の質問は、1点目には魅力ある阿波市の施策について、2点目には阿波市の空き家  
対策について、3点目には水道施設について、以上3点通告してありますので、通告順に  
従って進めてまいりますので、理事者におかれましては、明快なる答弁を求めるものであ  
ります。答弁の内容によりましては、再問、再々問との流れになろうかと思っております。

それでは、1番の魅力ある阿波市の施策についての①の藤井市長は市長に就任されてか  
ら、今日でちょうど7カ月だと思っております。その間、どのような本市の施策に力点を置いて  
こられたのかということなんですが、少子・高齢化、人口減、防災対策、福祉の向上、農  
業の振興、子育て支援、ライフラインの整備等々の本市が抱える諸課題が山積する中で、  
どのような施策に重点を置かれたのか。市長は、副市長時代とは違った、大きな責任と重  
圧の中での数カ月であったとご拝察申し上げます。と同時に、市民の皆様方からの期待感  
も大きなものがございます。阿波市になりまして13年目になるわけですが、今後本市の

まちづくりに、前任者の礎をベースに、市の発展、繁栄に全力で尽くさなければならないと思っていることと思います。そこで、①の市長就任になってから7カ月になるが、その間どのような施策に力点を置いてこられたのかについての答弁を求めます。

続いて、②の本市の人口増に向かつての市長の施策はございますが、人口減少対策の問題につきましては、本市のみならず、全国的な共通した、解決策が非常に乏しい問題であります。しかしながら、人口増になっている自治体もございます。そこで、市長独自の何か人口増につながる施策があれば、ぜひお聞かせをいただきたいと思っております。

1、2番、あわせて答弁をお願いしたい。

○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、木村議員の一般質問の1問目、魅力ある阿波市の施策についての1点目、市長に就任になって7カ月になるが、その間どのような施策に力点を置いてこられたのかについて答弁をさせていただきます。

藤井市長が新市長として就任してから7カ月が経過いたしました。この間、市長の指示のもと、力点を置いてきた魅力ある阿波市の施策につきましては、本市の強みである、農業、子育て、安全・安心などを軸とした施策について、社会情勢や財政状況を勘案しながら順次取り組んでいるところであります。

具体的な施策の1点目としましては、農業を軸とした仕事づくりであります。初めに、新規就農をパッケージ化した移住促進を図るため、新規就農コーディネート事業として3つの事業を実施しております。最初に、阿波市就農スタート研修事業であります。この事業は、徳島県農業会議に委託を行い、徳島就農スタート研修事業に申し込まれる方で、将来阿波市で就農を希望する研修生に研修費を上乗せするものであります。現在、1名の方が研修中で、農業技術の取得に励まれておるところでございます。

次に、新規就農安定経営支援事業であります。この事業は、農業経営の安定を目指し、ハウス野菜など、施設栽培を目指す方に補助を行うもので、現在トマト栽培に使用する炭酸ガス装置の申請があり、収量アップを目指しております。

最後に、地域おこし協力隊事業を活用した女性農業者を育成する、おおげっひめプロジェクトであります。後継者不足に悩むブドウ農家と養蜂農家のもとで研修を行い、移住、就農を目指しております。現在、1名の方の面接と研修先農家への訪問を行っております。

具体的な施策の2点目としましては、子育てするなら阿波市の実現であります。就学前の子どもに切れ目のない教育、保育の提供をするため、認定こども園の施設整備を進めております。そこで、現在阿波地区において、平成30年度より久勝保育所をかもめ福祉会に移管することが決定しており、引き続き柿原、市場、林の幼保連携型認定こども園の民間移管について公募を行い、今年度中に方針を決定することとなっております。

次に、子どもを抱える保護者の経済的負担を軽減することを目的とした阿波市独自の施策として、10月よりあわっ子はぐくみ医療費助成制度の対象年齢を18歳の誕生日を迎えた年度末まで拡充を行ったほか、児童が病気の際に保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合、一時的に保育を行う病児・病後児保育事業の施設を昨年度に阿波地区に1カ所開設したのに続き、今年8月より土成地区の大野病院に病児保育施設こもれびを開設いたしました。今後におきましても、子どもを抱える保護者の方が産み育てやすい環境を整え、未来の阿波市を担う子どもたちの育成を図ってまいりたいと考えております。

3点目としましては、安全・安心を誇れるまちづくりであります。県西部運転免許更新センターの設置につきましては、本年5月に徳島県知事、県警察本部長に対しまして誘致について要望活動を行ってきたところであります。その運転免許更新センターの設置については、先月21日徳島県議会総務委員会において、阿波市旧本庁舎に設置することが報告されました。今後は、県警察と設置に向けた具体的な協議を進め、運転免許更新センターを核としながら、地域子育て総合支援拠点の併設や屋外に消防団の常設訓練場を設置することで、安心・安全とにぎわいを創出してまいりたいと考えております。

以上、現在行っております魅力ある阿波市の施策について紹介をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 木村議員の一般質問1項目め、魅力ある阿波市の施策についての2点目、本市の人口増に向かっての市長の施策についてお答えいたします。

本市では、平成27年10月に策定しました「輝く阿波市に煌めく未来」阿波市総合戦略に基づきまして、市民の皆様にとずっと住み続けたい、そして市外の方からも阿波市で住みたいと感じてもらえる、魅力あるまちづくりに取り組んでいるところでございます。中でも、人口増加の取り組みとしまして、移住定住施策の強化を図りつつ、さらなる子育て支援の充実を柱に進めていく必要があると考えております。

移住定住施策としましては、まずは安心して阿波市にお住みいただくため、空き家などを活用した住居の提供が必要であると考えております。昨年度は、空き家バンクを活用し、28名の方の移住定住につながったことから、この効果を踏まえまして、本年7月に空き家に残されている家財道具の処分費用の一部を補助する制度を創設し、さらなる空き家バンクへの登録推進を図っているところでございます。さらに、定住促進リフォーム助成につきましても、助成申請期間が転入後1年だったものを3年に、また対象を店舗兼住宅のリフォームまで拡充し、制度の利便性の向上に取り組んでいるところでございます。また、住居のあっせんから就労、就学、地域との交流など、一貫したきめ細やかなサポートを行うため、移住交流支援センターを担う阿波市観光協会と連携し、移住相談、地域交流、就労サポート、移住お試しハウスなど、総合機能の充実強化を図っているところでございます。

加えまして、阿波市で生まれ育った子どもが進学などで阿波市を離れても、また阿波市に戻ってきたいと思える取り組みも必要と考えており、小・中・高合同音楽祭や阿波市小学校陸上運動記録会など、地域での活躍の場を通じて、郷土を愛する心を養うとともに、定住促進奨学金返還助成事業の実施など、若者の将来的な定住や還流を目指した取り組みも進めているところでございます。

次に、子育て支援の充実につきましては、豊かな自然や安心・安全な農作物の宝庫といった、本市ならではのすぐれた環境を背景とし、子育てするなら阿波市をテーマに、支援策の充実を図っているところでございます。具体的には、本年8月に土成町に病児・病後児保育施設を新設、10月からは阿波市あわっ子はぐくみ医療費助成の対象を中学校から高校生に拡大、そして不妊治療などの妊娠に関する助成、第3子以降の保育料の無料化、認定こども園に民間企業の参入など、子育てに係る負担や費用の軽減を図る施策を展開しているところでございます。また、アエルワでの婚活パーティーの開催など、婚活に関する支援により、結婚から妊娠、出産、育児、教育に至るまで、切れ目のない支援が可能となりました。子育て世代が安心して阿波市で結婚し、出産し、子育てできる環境の構築に取り組んでまいります。これらの施策を含めた、阿波市総合戦略、第2次阿波市総合計画に掲げた施策を着実に実行し、合併以来培われた本市の市民力、地域力にさらに磨きをかけ、住む人にも来る人にも安らぎと感動をもたらし、誰もが訪れてみたい、住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを行い、本市の人口増加につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 木村松雄君。

○13番（木村松雄君） 部長から答弁がありました。魅力ある本市の施策につきましては、農業、子育て、安心・安全の3本柱を軸に取り組んでいる。農業分野の中では、阿波市就農スタート研修事業において1名の方が研修している。女性農業者を育成するプロジェクト事業がある。子育て分野では、認定こども園の施設整備、あわっ子はぐくみ医療費助成制度として18歳までの拡充をしている。さらには、病児・病後児保育事業の施設を阿波地区、土成地区に開設している。今後も、未来の阿波市を担う子どもたちの育成を図る。安心・安全分野では、先日県より発表のあった、県西部運転免許更新センター、屋外に消防団の常設訓練場を設置し、災害に強いまちづくりをとの答弁内容でした。中でも、あわっ子はぐくみ医療費助成制度、この施策は、子どもさんを持つ保護者の方にしてみれば、本当に魅力ある施策だと、私も思っております。

また、市長からの答弁では、前段の部長の答弁と重複の部分は多少ございましたが、答弁の中で、阿波市で生まれ育った子どもたちが、進学あるいは就職などで阿波市を離れても、また阿波市に戻ってきたいと思える取り組みも重要と考えている、6月議会においても、若者の皆さんに市長からのメッセージとして、再びふるさとに戻ってきやすいよう、ニーズやご心配に応じた相談支援体制を充実させ、いつでも戻ってこいと言えるような環境づくりにも取り組んでいきたい、そのような答弁をされています。しかしながら、帰ってきたくても帰ってこれないさまざまな事情があるわけで、まずは就労の場が少ない。住居の確保も、多くの選択肢があるわけでもない。そこで、私思いますのは、若者専用住宅を建設し、住の提供をしてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。もちろんそこにはいろいろな制約が必要でございます。期間限定とか家族構成とか収入面とか、このことについて市長の見解をお聞きいたします。

○議長（江澤信明君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 木村議員の再問、若者が定住、Uターンしやすい環境づくりとして、定住促進住宅の整備を進めてみてはどうかとの再問にお答えさせていただきます。

平成27年度に実施しましたアンケートでは、18歳から29歳の阿波市への愛着度は82.6%と、非常に高い結果となっております。また、今後定住意向につきましても、住み続けたいが73.9%と、若者の阿波市に対する思いは大変強いものがあると感じているところでございます。この阿波市に住み続けたいという希望をかなえるため、雇用促

進、子育て支援、定住促進などに積極的に取り組みまして、進学や就職など、阿波市を離れても、将来はふるさとに戻ってきやすい環境整備を進めているところでございます。中でも、定住促進につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、空き家バンクの登録、利用の推進、定住促進リフォーム助成の拡充などによりまして、若者が定住、Uターンしやすい住環境の整備に取り組んでいるところでございます。

木村議員のご提案の定住促進住宅に向けた空き家の改修につきましては、需要を見きわめながら慎重に検討するとともに、本市におきましては、新婚世帯や子育て世帯への住宅取得の助成も検討しております。今後におきましては、若い世代の定住促進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 木村松雄君。

○13番（木村松雄君） 市長の答弁では、人口増に向かっての前向きな姿勢は感じられました。しかしながら、ほかの自治体も同じことを考えているわけですから、やはり阿波市独自の藤井カラーというのも、決断、英断のときが求められることも事実かと思えます。1項目めにつきましては、以上で終わります。

次に、2項目めの阿波市の空き家対策についての項に入ります。

この質問も1項目めとかなりリンクするわけですが、言うまでもなく、我が国の人口は減少しておることは、確かな未来として予測されております。経済は、成長期から成熟期に入っていることから、社会構造を転換させる必要があると言われております。全国的には、人口は減少しているにもかかわらず、住宅着工戸数は逆に伸びていて、それに関連するように、空き家はふえております。それに加えて、本市のような地域では、人口流出に伴い、管理されない、放置される空き家もふえます。それらの建物の老朽化と破損による危険性の拡大、雑草や樹木が茂ることの迷惑な環境、町や周辺の景観に支障が生じることや地域全体の治安悪化につながるなどの問題が発生します。また、空き家率は、全国的に見ると、平成25年の住宅・土地統計調査によりますと、空き家数は820万戸、空き家率は13.5%と、過去最高になっております。実に、8軒に1軒程度が空き家という数字になろうかと思えます。また、徳島県では、住宅総数が36万4,900戸と、5年前に比べると9,300戸増加し、空き家も7,500戸増加であり、空き家率16.6%と、全国平均を大きく上回る数値になっております。国においては、空き家等がもたらす問題に対応するため、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月27日に

公布され、平成27年5月26日に施行されました。本市においても、今年度市議会第2回定例会において、補正予算で空き家実態把握業務委託料を議決いたしております。現在の本市の状況と業務委託の進捗状況を含めた空き家対策について、また今後のスケジュールについても、あわせての答弁を求めます。

○議長（江澤信明君） 大野建設部長。

○建設部長（大野芳行君） 議長の許可をいただきましたので、木村議員の一般質問2問目、阿波市の空き家対策についての1点目と2点目を一括してお答えさせていただきます。

まず、1点目の現在の空き家対策についてお答えいたします。

近年、人口減少に伴う少子・高齢化や核家族化の進展に伴い、全国的に空き家が増加し、大きな社会問題となっております。とりわけ、適正な管理がされず、放置されたままの空き家は、地域住民の暮らしの安心・安全を阻害しかねない、いわゆる空き家問題として危惧されております。このため、国においては、空き家をもたらす問題に対応するため、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に全面施行されております。この法では、第一義的には所有者等に適切な管理責任があるとしながら、空家等対策計画の作成及び空き家等対策の実施等については、市町村の責務としております。このことから、県内の自治体でも、空家等対策計画の策定に取り組んでおり、平成29年10月時点でございますが、美馬市など3市町が既に策定し、阿波市など13市町が今年度中に策定する予定となっております。

本市におきましても、空家等対策計画策定のもととなる空き家の実態把握をするため、業者委託し、市内全域の建物を対象とした、外観目視による調査を実施いたしましたところ、調査対象戸数1万5,909戸のうち、空き家戸数が1,413戸、空き家率は8.9%であることが確認されております。このため、空き家対策を重要施策の一つと捉え、全庁を挙げて取り組み、空家等対策計画及び阿波市空家等の適正管理に関する条例を今年度中に策定し、来年度4月から施行、運用できますよう、副市長を初め、庁内関係部局で組織する空家等対策委員会及び市長を筆頭に、外部の有識者により構成された空家等対策協議会を設置することにより、協議を重ねながら、事業を進めております。

続きまして、2点目の今後のスケジュールについてお答えいたします。

来年1月から、空家等対策計画のパブリックコメントを実施するとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法を補完する、阿波市空家等の適正管理に関する条例を次期定例

会に提出し、ご審議をお願いしたいと考えております。また、総合窓口となります住宅課に、空き家に関するデータベースを管理する空家管理システムを設置し、平成30年度から本格稼働できますよう、空き家の所在地及び所有者を本年度中に調査し、システムに入力してまいります。

これらのスケジュールに基づきまして、4月施行及び稼働できますよう、関係機関、関係各課と連携して、効率的に準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 木村松雄君。

○13番（木村松雄君） 空き家の問題に対しましては、藤井市長も7カ月前に市長選挙において市内をくまなく回ったときに、一番に感じたのが、荒廃地と空き家が多いなというようなお話をされておりました。本市も、他の自治体と同じように、空き家がふえているわけでございます。自治体のほうでしっかりとした管理をしていただきたい。部長の答弁では、今年度中に策定する阿波市空家等対策計画の適切な運用により、本市の空き家問題にしっかりと貢献していただければと思っております。この項は、了といたします。

③番の阿波市空家等対策委員会の委員長である町田副市長に、空き家の適正管理についての総括を求めたいと思います。

○議長（江澤信明君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、木村議員の一般質問の2問目、阿波市の空き家対策についての3点目の空き家適正管理についての総括について答弁させていただきます。

建設部長の先ほどの答弁と重複する部分もございますので、ご了承をお願いいたします。

議員も申されたように、全国的に社会問題となっております空き家が増加する背景には、大きく3点の要因が考えられます。1点目が、住宅市場のバランス、すなわち人口が減少しているのに住宅が提供されていること、2点目に、遠方に居住していて、所有者たる当事者としての認識、責任感が欠如している方がいること、そして3点目に、居住住宅の維持管理費、取り壊し費用などが捻出できないという経済的要因などがございます。これらによる全国的な空き家の増加に対応するため、国においては、平成26年11月に空家対策特別措置法、続いて平成27年にも関連する税制改正がなされております。空き家対策の目的は2つに大別でき、1つは、地域住民の生命、身体、財産の保護や生活環境の

保全であり、もう一つは、空き家を利活用することです。

次に、全国的な状況は、議員のほうから申されましたが、平成25年時点で全国的の空き家率が13.5%、徳島県におきましては空き家率16.6%、そして本市におきましては空き家率13.1%で、県内8市の中では最も少ない率となっております。

また、先ほど建設部長のほうから答弁しましたとおり、本年度には市単独で市内全域の建物を対象とした調査を実施し、計1,413軒の空き家を確認しております。この管理が行き届いていない空き家のうち、倒壊等により周辺への影響があると思われるものが58軒となっております。早期の対応が必要な状況となっております。このような状況を踏まえ、平成30年度には、所有者等がみずからの責任と自覚を持って空き家の適切な管理をしてもらうために、市広報紙やホームページへの掲載、固定資産税の納税通知書送付時に啓発パンフレットを同封するなどにより、適切な維持管理の重要性の周知に努めてまいりたいと考えております。そして、空き家の所有者等を特定し、意向調査を実施することにより、空き家であることに対する意識確認のほか、空き家となった経緯、期間、管理状態を把握したいと思っております。そして、今後の利活用などについて、これらのニーズに応じた施策を検討する必要があると考えております。

また、利活用可能な空き家につきましては、空き家情報登録制度の利用促進及び移住定住促進を目的とした利活用などを進めてまいりたいと考えております。管理が行き届いていない空き家につきましては初期指導を実施し、特定空き家等を生み出さないために、所有者等に自主的な対応を粘り強く求めていきたいと考えております。

今後、空き家の適正管理につきましては、空家対策計画並びに阿波市空家等の適正管理に関する条例が市議会の決定をいただきました場合は、それらを基本に、幅広い視点で対応していきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 木村松雄君。

○13番（木村松雄君） 副市長より、空き家問題に対しての総括をしていただきましたが、今までは民間の所有物に行政が介入するというのは非常に難しい、そういう状態でしたが、条例制定により、行政の関与も可能になるわけですので、国も来年度には都市再生特別措置法改正案を提出しようとしております。国、自治体が連携して、空き家問題に取り組んでいかなければならないなど、このように思っております。いずれにいたしまして

も、担当部のさらなるお取り組みを期待いたしております。

次に、3項目めの水道施策についての項に入りたいと思います。

土成町への送水管理設工事の進捗状況でございますが、昨日の志政クラブの代表質問の中でも、水道課長の答弁で、平成22年の水道ビジョン15年間の中で最重要課題と位置づけしているとの答弁がございました。昨年の2月に発生いたしました超一級の寒波襲来による水道管の凍結による破損によりまして大量の漏水があり、土成低区の配水池の水位が下がり、圧の低下等により十分な水の供給ができなくなり、大変不便な状態になりました。この朝は、非常に寒い、本当に超一級の寒波の襲来で、特に土成も山裾、山間部ですね、市場の一部と土成町の山間部、水道管に大きな打撃がございました。その日、私もちょうど朝起きたら全く水が出ないというか、2カ所で漏水して、これはどないしてももとをとめなければどうもならないなというんで、もとをとめました。水道業者の方に修理を依頼したところ、いや、今日は行けないよと、ほかが済んだら、また行きますからというようなことで、私の家も1日半とまった状態でございます。土成低区の水位が下がって、その対策に水道業者、また消防団の方にも、独居老人等々の宅へ飲料水を配布していただいた、そんな状況でございました。復旧には、市の職員の方、部課を超えて、職員の協力があり、寒い夜にも夜遅くまで対処、対応、協力していただいたおかげで、何とか乗り切れたなと思っております。当時の野崎市長、藤井副市長の素早い対応によりまして、私は最短で復旧が可能になったなという思いをいたしております。野崎市長の後々のお話を聞きますと、そのときは低区の水位が底から1メートルもなかったなと、そして自衛隊の給水車の出動も視野に入れておったと、そんな状況でございました。土成の低区の施設に、庁舎のところから2トンのトラックにタンクを積みまして、そこで取水してピストンで運んだ。そのときに、藤井副市長もよく手伝ってくれましたと言っていました。そういった皆さん方のご協力のおかげで、本当に早い復旧ができたなと、再度申し上げたいと思います。そこで、ふだん何げなしに使っている水の重要さ、また大切さを認識した事例でございました。

そこで、土成町への送水管理設工事の進捗状況の説明を水道課長に求めます。

○議長（江澤信明君） 藤川水道課長。

○水道課長（藤川靖人君） 議長の許可をいただきましたので、木村議員の一般質問、水道施設について、土成町への送水管理設工事の進捗状況についてご答弁させていただきます。

まず、現在行っております土成連絡送水管、これにつきましては、市民の皆様への説明も含めまして、これまでの経緯を少しお話しさせていただきます。

水道課では、平成22年度から23年度にかけて、市場町大野島地区に日量8,500立方メートルの市場第2水源を建設しまして、市場町香美地区にある既存の日量8,500立方メートルの市場第1水源と合わせ、日量1万7,000立方メートルの取水をすることが可能となりました。そして、この新庁舎及び給食センター建設に伴う水需要の増加に対応するため、平成25年度から市場高区配水池を移転するに当たり、配水池の容量を400立方メートルから1,500立方メートルに拡大し、市場高区の給水区域だけでなく、土成町の40%をカバーできるよう整備を進めているものでございます。この事業につきましては、事業年度は平成26年度から平成32年度の7カ年、口径は300ミリ、管の種類はダクタイル鋳鉄管の耐震管で、延長は6,145メートルになります。

木村議員のご指摘の埋設工事の進捗状況でございますが、平成28年度末の施工済み箇所は、総延長6,145メートルのうち3,779メートルとなり、現在平成29年度の工事区間566メートルに着手しております。平成29年度末の施工済み箇所は4,345メートルで、全体の約71%の埋設が完了する予定でございます。残りの約29%の1,800メートルにつきましては、平成30年度から平成32年度の約3カ年で埋設が完了しまして、市場高区配水池から土成低区配水池に送水することにより、土成町の40%をカバーする予定でございます。

また、将来的には、市場高区配水池に貯水タンクをもう一基追加し、土成町全域を100%カバーする計画とし、施設の統廃合、給水区域の再編によりまして、経費削減と効率的な給配水に努めてまいりたい所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 木村松雄君。

○13番（木村松雄君） 水道課長の答弁では、市場高区配水池と土成低区配水池を結ぶもので、総延長6,145メートルあり、29年度末には施工済みは4,345メートルになり、全体の71%の埋設が完了する。残りの29%、1,800メートルについては、平成30年度から3カ年で計画をしている、それが完成すれば、土成町の40%を賄える、そのような答弁でございました。

再問として、残りの60%の計画と土成低区配水池、水の需要と容量、老朽化を水道課

としてどのように捉えているかというところの再問の答弁をお願いいたしたいと思いません。

この土成低区配水池というのは、土成の皆さんはご存じかと思うんですが、吉野川から取水して、郡の水源地から、高速の北側にあるんですが、土成の低区配水池に一括して送水しております。ですので、土成町の水の源は、この低区の配水池が100%なんです。そこから高区、あるいは西へ、宮川内の方面、土成の御所地区のほうに送水しております。この低区の配水池が土成町の心臓部でございますので、そこらの老朽化の対応も含めた、課長の答弁をお願いいたしたいと思いません。

○議長（江澤信明君） 藤川水道課長。

○水道課長（藤川靖人君） 木村議員の再問ということで、土成町の残りの60%ですね、給配水にどういう計画があるかということでございまして、それについてご答弁させていただきます。それともう一点、土成低区配水池、給水経路、給水人口、それから容量ですか、それについて答弁したいと思います。

まず、1点目の土成町の残り60%の給配水につきましては、具体的に申しますと、現在の阿波市上水道基本計画、この中では、平成33年度から平成37年度の5カ年かけまして、市場高区配水池に1,500立方メートルのタンクもう一基増設することによりまして、土成町への送水を100%カバーする計画がございまして、そして、現在ある土成町の郡水源地、これを廃止する予定としております。

次に、土成低区配水池での給水経路とか人口、それから給水の量ですね。それにつきましては、まず給水経路は、市場高区配水池から土成低区配水池に連絡管で送水し、その後現在ある土成町の配水設備、これを利用して、土成町全域へ配水することとしております。具体的に言いますと、土成低区配水池からポンプアップをしまして、土成高区配水池並びに加圧区配水池に送水する予定でございまして。

また、給水人口とか給水量につきましては、現在の計画給水人口につきましては、市場町が1万4,000人、土成町が8,300人、計画1日最大給水量は、市場町8,500立方メートル、土成町7,000立方メートル、計1万5,500立方メートルとなっております。

また、市場第1水源地と市場第2水源地によりまして、日量1万7,000立方メートルの取水が可能となりましたので、この市場の2カ所の水源地から取水をいたしまして、土成連絡送水管でつなぐことによりまして、土成町全域への給配水が十分可能となります。

す。

また、先ほど木村議員もちよっとお話しされましたけれども、昨年1月に、23日から25日にかけて、大寒波がございました。そのときに、土成町を中心に断水被害が多数発生しておりまして、これにつきましては、各家庭並びに事業所など、屋外の水道施設の凍結破損による漏水のため、水源地からの送水量が配水量に追いつかず、土成町で約300世帯、市場町で約30世帯の大規模な断水となり、復旧に時間をちょっと要したわけがございます。これにつきましては、阿波市だけでなく、九州四国地方など、比較的暖かく、寒さに弱い地区に多発しておりまして、防寒対策の必要性を水道課としては痛感した次第でございます。

そこで、水道課では、この断水事故を教訓に、寒波襲来時における市民の皆様への水道施設に対する防寒対策の呼びかけをケーブルテレビ、音声告知機、広報紙、広報車などで徹底するとともに、関係機関との連携により、迅速な対応がとれるような体制整備に努めてまいりたいと考えております。備えあれば憂いなしという言葉もでございます。議員各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 木村松雄君。

○13番（木村松雄君） 課長の答弁では、土成町を100%にするには、計画が予定どおりいって8年かかる、そういうことになります。

水道課長、前倒しで、8年かけなくてもいいんです。7年でも、6年でも、結構なんです、早いのは。ただし、8年が9年になるのは、これは容認できないということです。8年かかっても、土成町全域がカバーできる、そのような事業をしっかりと進めていただきたいなと思います。

藤井市長もまた、この件につきましては、しっかりと対応をしていただきたいなと思います。通告はしてませんので、市長からの答弁は結構です。

（市長藤井正助君「答弁します」と呼ぶ）

しますか。ほな、市長、お願いいたします。

○議長（江澤信明君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） ただいま木村議員から、土成地区へ給配水について8年間かけてやってほしいということございました。せんだって、9月だったですかね、森本議員の質問にもお答えしましたとおり、これにつきましては、進めてまいりたい。ただ、事業費の関係もございますので、やっぱり受益者負担の観点とか、水道課の経営状況もいろいろ

鑑みまして、市民の皆様にもまたご相談して、負担もしていただかなければならない点もあると思いますので、そこいらあたりはご了承をしていただきたいと思います。

加えて、やっぱりこの事業を実施するには、昨日森本議員の質問にもお答えしましたように、合併特例債の活用っていうのが、これ必要不可欠でございますので、その延長についても、再度また国のほうへ、それから国会議員の先生方にも要請をしてまいりたいと、このように考えております。

今日ちょうど、議会の昼に、今朝だったですかね、昨日、今朝やったですかね、岐阜市長のほうから、国のほうへ、3月の臨時国会ですね、そのとこに再延長についての要請書を提出したいと、議員立法で議案として発議したいということがございましたので、今日早速夕方県選出の国会議員の先生方の事務所のほうに電話でお願いして、明日文面でファクスを送りたいというように考えています。議員の先生方も、ぜひこの分についてご協力のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（江澤信明君） 木村松雄君。

○13番（木村松雄君） 水道は企業会計で、その工事には莫大な予算がかかるということは重々承知しております。そして、水道課長の答弁の中にもありましたように、この100%を完了するには、ここの市場高区のタンクをもう一基、1,500トンを建設しなければ、容量はできないということでございます。

そしてまた、藤井市長からは、特例債が利活用できるよう、国にも特例債の使用の延長をしていただけるというようなことでございますので、どうかその点、今後ともよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

水道課長、再度申し上げますが、8年が7年でも結構ですので、お願ひいたします。事業がスムーズに進行できますよう、そして市民の方へ安全で安心できる水が供給できるよう、水道課のさらなるご努力を期待しております。

以上で通告しておりました質問は全て終わりました。

13番木村松雄、一般質問を終わります。

○議長（江澤信明君） これで13番木村松雄君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は、明日8日午前10時より一般質問であります。

本日はこれをもって散会といたします。

午後4時43分 散会